

安城市環境基本計画(案)
(第3次改定)

安城市

(市長挨拶)

目 次

第1章 計画の基本事項

1.1	計画改定の背景と方針	1
1.2	目標年次	3
1.3	計画の位置づけ	3
1.4	計画の主体と役割	3

第2章 計画の体系

2.1	まちの将来像	5
2.2	基本目標	5
2.3	施策の体系	7

第3章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

3.1	地球温暖化の現状	10
3.2	地球温暖化対策実行計画について	10
3.3	地球温暖化対策の動向	11
3.4	計画が扱う温室効果ガス	12
3.5	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標	12
3.6	近隣自治体との連携	15

第4章 基本的施策

4.1	低炭素なまちをつくる	
(1)	エネルギーの効率的な利用	①省エネルギーの推進 16 ②エネルギーの地産地消の推進 18
(2)	適切な交通手段の選択	①環境に優しい自動車の利用促進 20 ②自転車の利用促進 22 ③公共交通機関の利用促進 24
(3)	環境と調和した事業活動の促進	①事業者の取組み支援 26
	協働プロジェクト① Kii Mobi Appeal プロジェクト	28
	～電気自動車 き～☆モビに乗ろうよ～	
	協働プロジェクト② オトナな自転車乗りでヘルシー（低炭素・健康）生活を！！	29
	～ノー残業デーは、ノーカーデー～	
4.2	暮らしと自然を守るまちをつくる	
(1)	快適な暮らしの実現	①公害の防止 30 ②安全・安心で快適な生活環境の向上 32 ③緑あふれる美しい都市景観づくり 34

(2) 自然との共生	①生物多様性の保全・・・・・・・・・・	36
	②水辺の環境保全・・・・・・・・・・	38
(3) 農のある暮らしづくり	①農に親しむ環境づくり・・・・・・・・	40
	②農と環境の保全・・・・・・・・・・	42
協働プロジェクト③	きれいな街はきれいな心を育てる・・・・・・・・	44
協働プロジェクト④	半場川でもっと遊ぼうよ！！・・・・・・・・	45
	～半場川の原風景を残しつつ、人が集まる場所に～	

4.3 資源が循環するまちをつくる

(1) 資源の循環	①2R（リデュース・リユース）の推進・・・・・・・・	46
	②リサイクルの推進・・・・・・・・・・	48
(2) ごみ減量の推進	①ごみ分別、減量の徹底・・・・・・・・	50
(3) 水循環の保全	①水資源の保全と意識の向上・・・・・・・・	52
協働プロジェクト⑤	ごみ減量!! このひと手間で変わる・・・・・・・・	54
協働プロジェクト⑥	根羽村グリーンツーリズム・・・・・・・・	55
	～水源地の保全に携わり、水源の恩恵を後世に伝える～	

4.4 市民みんなが行動するまちをつくる

(1) 次代につなぐ人づくり	①環境学習の推進・・・・・・・・・・	56
(2) 参加と協働の推進	①多様な主体による環境活動の推進・・・・・・・・	58

第5章 計画の推進と進行管理

5.1 推進体制の整備・・・・・・・・・・	60
5.2 協働による推進・・・・・・・・・・	61
5.3 市の事業の進行管理・・・・・・・・	61
資料編・・・・・・・・・・	64

■協働プロジェクトについて

環境基本計画を推進するには、市の事業だけでは限界があります。例えば、民間企業が主導する方が、より多くの主体が参加できるもの、市民が主導する方が、より幅広い年齢層が参加できるもの、「環境」をキーワードに事業者が元気になるものなど、これまで行政主導では進めにくいものがありました。

そこで、今回の計画の改定では、市民、事業者、市の協働により、新たな枠組みである「協働プロジェクト」を検討しました。「協働プロジェクト」は全部で6つあり、それぞれ、関連する基本目標の末尾に掲載しています。

このプロジェクトは、「市の事業への協力のお願ひ」ではなく、環境基本計画の施策に関連する企画として、市民や事業者が主体となって成り立つことを念頭に検討しました。

今後、環境基本計画に記載する基本的施策の進捗管理に合わせて、その推進に努めていきます。

第1章 計画の基本事項

1.1 計画改定の背景と方針

安城市環境基本計画は、平成13年3月に平成32年度を目標年次とした計画期間20年の長期計画として策定しました。

現行計画の第2次改定を実施した平成22年度には、生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)や気候変動枠組条約の第16回締約国会議(COP16)が開催され、その結果は環境政策に大きな影響を与えています。生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)では、自然保護から生物多様性の保全へと、視点の転換が求められました。気候変動枠組条約の第16回締約国会議(COP16)では、温室効果ガス排出に関して、我が国は京都議定書の第二約束期間には参加せず、独自の削減目標を設定することとなりました。

さらに、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国のエネルギー政策は、将来の電源構成に大きな変更を求められています。このような社会情勢を受け、平成24年4月に閣議決定された国の環境基本計画(第4次)では、目指すべき持続可能な社会の姿を「『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定めています。

これにより、資源・エネルギー分野に限らず、災害への対策も考慮した持続可能なまちづくりが求められることとなりました。特に東日本大震災によって、これまでの大規模集中型の電力システムが、災害に対する脆弱性を有することがわかりました。地域において、地域資源である再生可能エネルギーを導入しつつ、災害時においても地域で自立的にエネルギーを確保する自立・分散型の低炭素エネルギー社会の構築が急がれています。

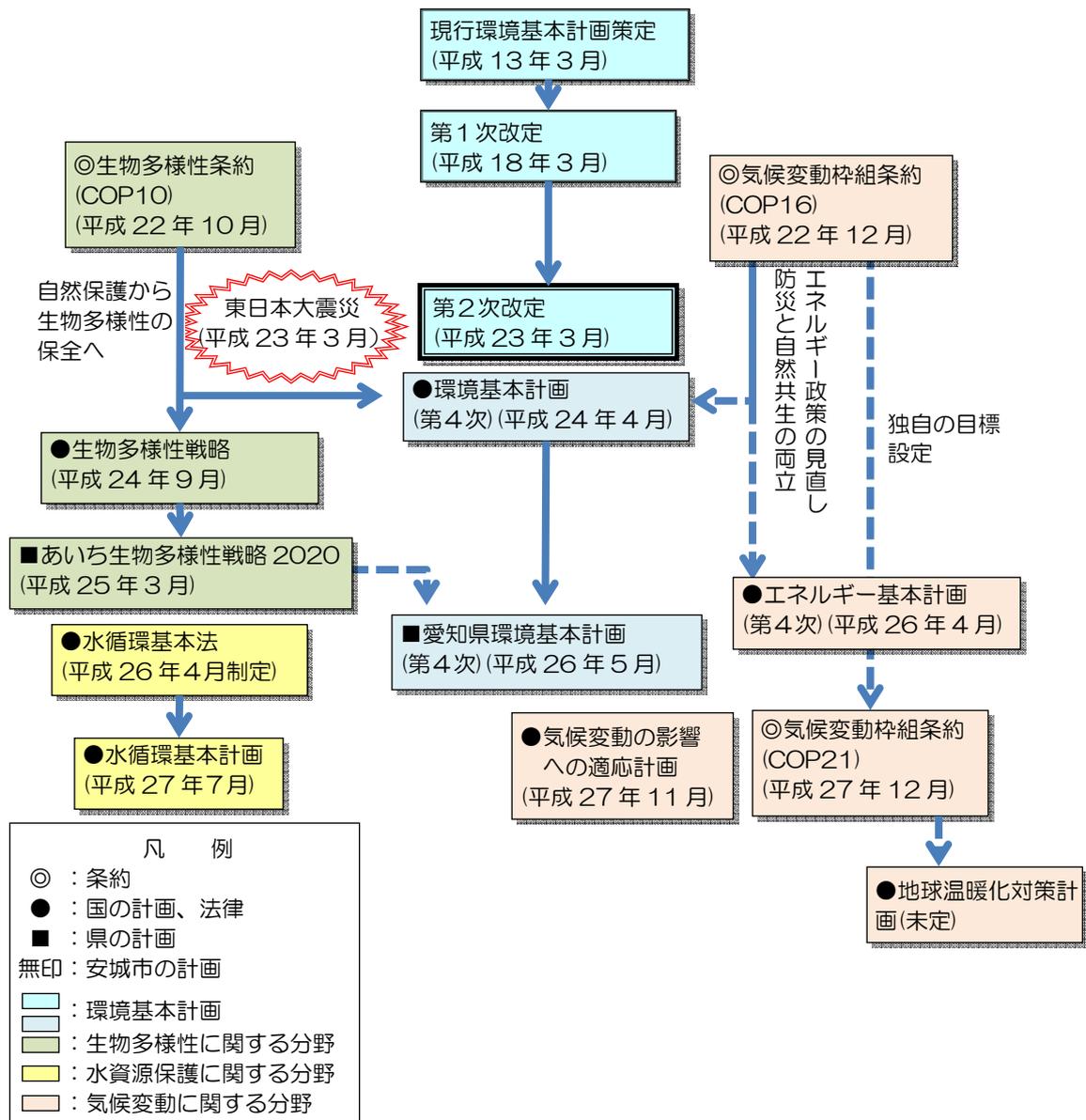
平成26年7月には、人為による水循環の変化が、渇水や洪水、水質汚濁、生態系等へ様々な影響を引き起こしていることに鑑み、水循環に関する施策を総合的に取り組むための水循環基本法(法律第16号)が、施行されました。また、平成27年12月にパリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議(COP21)において、日本は平成42年(2030年)までに温室効果ガス排出量を平成25年(2013年)比で26%削減する目標案を表明しており、国の目標達成に貢献できる施策が必要とされています。

しかし、地球温暖化への対策は、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化の

進行を防ぐ「緩和策」だけでなく、地球温暖化によりすでに起こりつつある、または将来起こりうる影響に対応する「適応策」も不可欠となりました。具体的には、産業や防災、健康など、広範な分野で温暖化に伴う悪影響を軽減するための対策が必要となります。

そこで、安城市では、これらの社会情勢の変化を受け、地球温暖化防止の観点からエネルギー関連施策の拡充、持続可能なまちづくりに向けた取組みの重点化及び国・県等の関連計画との整合を図ることを基本方針とし、最終目標年次の平成32年度（2020年度）に向けて、環境基本計画を改定します。

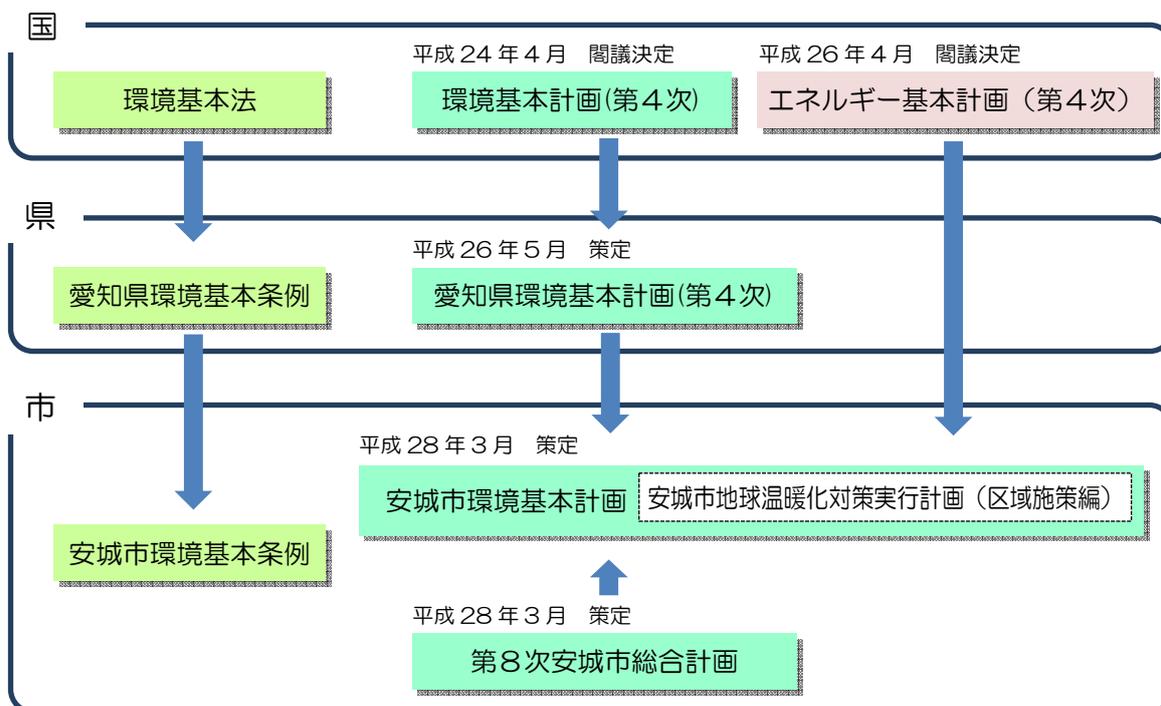
図 近年の国・県等の計画の動き



1.2 目標年次

環境基本計画の目標年次は、平成32年度（2020年度）とし、本改定による計画期間は、平成28年4月から平成33年3月までの5年間とします。

1.3 計画の位置づけ



1.4 計画の主体と役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市を主体として、それぞれの役割を以下のように定めます。

① 市民

良好な環境を次代へつないでいくためには、環境について意識し、必要な情報を得ることが望まれます。日常の生活では、環境に配慮した行動を实践して、環境への負荷を低減することが求められます。さらに、地域コミュニティを形成することにより、事業者・市との関係を強化することも望まれます。

また、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対して、積極的な参加や協力が望まれます。

② 事業者

自らの事業活動が及ぼす環境への影響について認識するとともに、事業活動に伴って生ずる公害の防止をはじめとした環境への配慮が求められます。さらに、自らが持つ技術や経験を生かした環境に寄与する製品やサービス等の開発及び普及も望まれます。

また、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力や、周辺地域の住民との交流等を通じた地域の環境づくりへ積極的に関わっていくことが求められます。

③ 市

環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、市民や事業者がそれぞれの立場を生かして、環境の保全及び創造に関する行動を実施できるよう支援することが求められます。

さらに、自らの施策を策定し、実施する際には、積極的な啓発活動に努めるとともに、市民や事業者の模範となるよう率先して環境への負荷の低減に努めることが必要です。

2.1 まちの将来像

**環境負荷の少ない、人と自然が共生する、
良好な環境が持続的に発展するまち**

環境基本計画は、第8次安城市総合計画の目指す都市像「**幸せつながる健幸（けんこう）都市 安城**」の実現のため、同計画の環境分野の施策が目指すまちの将来像を基本理念とし、本計画の目指すまちの将来像を「**環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち**」とします。

第8次安城市総合計画 「環境」分野の施策が目指すまちの将来像
市民一人ひとりが、低炭素化・自然との共生・資源循環など環境に対する高い意識を学びや協働を通じて育むとともに、それぞれの立場で環境配慮行動に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展する社会

2.2 基本目標

環境基本計画は、まちの将来像を実現するための柱として、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 低炭素なまちをつくる

地球温暖化などの地球規模の環境問題を解決するためには、私たちの生活を見直し、二酸化炭素排出量を減らす取組みを進めていく必要があります。

本計画では、二酸化炭素の排出が少ないまちを「低炭素なまち」と定義します。近年では、省エネに加え、エネルギー消費量の少ない機器への更新や再生可能エネルギーの導入が注目されています。日照条件に恵まれた本市の特性を生かし、今後は、電気や熱エネルギーとして、日常の生活において、太陽光エネルギーを有効活用していきます。また、東日本大震災により浮き彫りとなった、災害時のエネルギー供給の課題を解決する手段として、低炭素な再生可能エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムを確立することも必要です。

生活や移動におけるエネルギーの利用、経済活動といった日常の各場面で、市民・事業者・市が、二酸化炭素排出量の削減につながる行動に取り組むことで「低炭素なまち」を目指していきます。

基本目標2 暮らしと自然を守るまちをつくる

本市には、広い田園や多くの公園が存在し、生活に安らぎと快適さをもたらしています。市民による美化・緑化活動も盛んです。一方で、市域南部に位置する油ヶ淵の水質汚濁等の公害や、まちの美観を損ねるポイ捨てをはじめとした問題が存在します。

近年では、局部的豪雨など異常気象によるリスクも高まっており、気候変動による影響を前提とした災害や経済活動への適応策も必要です。また、山林が少ない本市においても、河川や水田等に多様な生物種が存在しており、それらの生育・生息環境の保全も必要です。

市民・事業者・市が、身近な生活環境の質の向上について考え、行動することで、市民の「暮らし」と安城の「自然」が守られるまちを目指していきます。

基本目標3 資源が循環するまちをつくる

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、健全な資源の循環を阻害してきました。まだ使える資源を捨ててしまうのは、資源の多くを輸入に頼る我が国においては、非常に「もったいない」ことです。また、排出されたごみを最終的に処分する場所の確保も大きな問題です。

一方で、都市化により、本市の発展を支えてきた明治用水に接する機会が減り、水資源の大切さについて認識する機会も減っています。

モノを買うとき、捨てる時、そして水を使うときに、市民・事業者・市が、資源の循環について考え、行動することができる「資源が循環するまち」を目指していきます。

基本目標4 市民みんなが行動するまちをつくる

近年、環境問題は、複雑かつ多様化し、行政単独での課題解決は困難になっています。

日常の生活や事業活動が、環境を悪化させる要因の一つになっていることがあり、課題解決に向けては、市民一人ひとりが行動を起こすことが必要になっています。そのためには、あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等とともに、市民や事業者といった多様な主体を含む地域全体で環境を保全していく仕組みをつくり、行動を支援していく必要があります。

市民・事業者・市が、環境問題を「自分の問題」として意識することで、この環境を次代に引継ぐことのできる、持続可能な社会の姿「市民みんなが行動するまち」を目指していきます。

2.3 施策の体系

まちの将来像を実現するためには、各種の環境施策を総合的かつ体系的に展開する必要があります。この計画では、「基本目標」をさらに分野別に細分化したものを「分野別目標」とし、分野別目標を達成するための施策群を「基本的施策」として定めました。

【体系図：次頁参照】

【まちの将来像】

環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち

基本目標1 低炭素なまちをつくる

地球温暖化などの地球規模の環境問題を解決するためには、私たちの生活を見直し、二酸化炭素排出量を減らす取組みを進めていく必要があります。

計画では、二酸化炭素の排出が少ないまちを「低炭素なまち」と定義します。近年では、省エネに加え、エネルギー消費量の少ない機器への更新や再生可能エネルギーの導入が注目されています。日照条件に恵まれた本市の特性を生かし、今後は、電気や熱エネルギーとして、日常の生活において、太陽光エネルギーを有効活用していきます。また、東日本大震災により浮き彫りとなった、災害時のエネルギー供給の課題を解決する手段として、低炭素な再生可能エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムを確立することも必要です。

日常の生活や移動におけるエネルギーの利用、経済活動といった日常の各場面で、市民・事業者・市が、二酸化炭素排出量の削減につながる行動に取り組むことで「低炭素なまち」を目指していきます。

分野別目標	基本的施策
(1) エネルギーの効率的な利用	①省エネルギーの推進 ②エネルギーの地産地消の推進
(2) 適切な交通手段の選択	①環境に優しい自動車の利用促進 ②自転車の利用促進 ③公共交通機関の利用促進
(3) 環境と調和した事業活動の促進	①事業者の取組み支援

基本目標3 資源が循環するまちをつくる

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、健全な資源の循環を阻害してきました。まだ使える資源を捨ててしまうのは、資源の多くを輸入に頼る我が国においては、非常に「もったいない」ことです。また、排出されたごみを最終的に処分する場所の確保も大きな問題です。

一方で、都市化により、本市の発展を支えてきた明治用水に接する機会が減り、水資源の大切さについて認識する機会も減っています。

モノを買うとき、捨てるとき、そして水を使うときに、市民・事業者・市が、資源の循環について考え、行動することができる「資源が循環するまち」を目指していきます。

分野別目標	基本的施策
(1) 資源の循環	①2R（リデュース・リユース）の推進 ②リサイクルの推進
(2) ごみ減量の推進	①ごみ分別、減量の徹底
(3) 水循環の保全	①水資源の保全と意識の向上

基本目標2 暮らしと自然を守るまちをつくる

本市には、広い田園や多くの公園が存在し、生活に安らぎと快適さをもたらしています。市民による美化・緑化活動も盛んです。一方で、市域南部に位置する油ヶ淵の水質汚濁等の公害や、まちの美観を損ねるポイ捨てをはじめとした問題が存在します。

近年では、局地的豪雨など異常気象によるリスクも高まっており、気候変動による影響を前提とした災害や経済活動への適応策も必要です。また、山林が少ない本市においても、河川や水田等に多様な生物種が存在しており、それらの生育・生息環境の保全も必要です。

市民・事業者・市が、身近な生活環境の質の向上について考え、行動することで、市民の「暮らし」と安城の「自然」が守られるまちを目指していきます。

分野別目標	基本的施策
(1) 快適な暮らしの実現	①公害の防止 ②安全・安心で快適な生活環境の向上 ③緑あふれる美しい都市景観づくり
(2) 自然との共生	①生物多様性の保全 ②水辺の環境保全
(3) 農のある暮らしづくり	①農に親しむ環境づくり ②農と環境の保全

基本目標4 市民みんなが行動するまちをつくる

近年、環境問題は、複雑かつ多様化し、行政単独での課題解決は困難になっています。

日常の生活や事業活動が、環境を悪化させる要因の一つになっていることがあり、課題解決に向けては、市民一人ひとりが行動を起こすことが必要になっています。そのためには、あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等とともに、市民や事業者といった多様な主体を含む地域全体で環境を保全していく仕組みをつくり、行動を支援していく必要があります。

市民・事業者・市が、環境問題を「自分の問題」として意識することで、この環境を次代に引継ぐことのできる、持続可能な社会の姿「市民みんなが行動するまち」を目指していきます。

分野別目標	基本的施策
(1) 次代につなぐ人づくり	①環境学習の推進
(2) 参加と協働の推進	①多様な主体による環境活動の推進

第3章 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

3.1 地球温暖化の現状

地球表面の大気や海の平均温度が長期的に上昇する現象を「地球温暖化」と言います。地球温暖化の主な要因は、人の活動に伴い排出される温室効果ガスが増加したこととされています。気温の上昇だけではなく、干ばつや大雨、熱波など極端な気象現象との関連も指摘されており、「気候変動」とも言われています。



平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により被災した茨城県常総市の様子（安城市職員撮影）

近年、地球温暖化の影響は、夏季の酷暑が原因で熱中症による死者が出る、デング熱等の熱帯性の感染症が日本でも発生する、大雨による洪水で家屋が流されるなど、直接、生命や財産を脅かす形となって表れつつあります。

また、気象条件の変化により、農産物の栽培適地が変わり、現在生産している作物が育たなくなることも考えられます。世界各地で農業生産が低下するため、穀物や野菜、果物の値段が大幅に上がってしまう恐れがあります。

今や地球温暖化は、身近に迫りつつある問題として、対策が急務となっています。

3.2 地球温暖化対策実行計画について

日本は平成 5 年に「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」を批准し、平成 6 年に条約が発効しました。

その後、平成 9 年の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）で京都議定書が採択され、日本は、平成 20 年から 24 年までの間に、平成 2 年の排出量から 6% を削減することが目標になりました。この目標を達成するため、平成 10 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が地球温暖化対策に取り組むこととなりました。

国と地方公共団体には、温対法に基づき事業者として自らの活動について、温室効果ガス排出量の排出抑制のための計画である地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定することが義務付けられました。

さらに、平成 20 年の温対法改正において、特例市以上の地方自治体に、市域全体から排出される温室効果ガス削減に向けた計画の策定が義務付けられました。安城市は、義務化の対象ではありませんが、平成 23 年 3 月に実行計画（区域施策編）を策定しました。

そこで、環境基本計画の改定に合わせ、実行計画（区域施策編）を環境基本計画に内包する計画として改定します。なお、目標年度は、環境基本計画に合わせ平成 32 年度（2020 年度）とします。

3.3 地球温暖化対策の動向

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、日本はエネルギー政策の大きな見直しを迫られました。同年の気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）では、京都議定書の第二約束期間において、実効性への疑問から、日本は枠組みへの参加を見送りましたが、別途法的効力を持つ目標を設定することとしました。そこで平成 25 年に、東日本大震災後から国のエネルギー政策が検討中であったことを踏まえ、平成 32 年（2020 年）の温室効果ガス削減目標として、平成 17 年（2005 年）比 3.8%削減を気候変動枠組条約の事務局に提出しました。

その後、平成 27 年 11 月から 12 月にかけてフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書に続く平成 32 年（2020 年）以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ 2 度未満にすることを前提に、1.5 度に抑えるよう努力するとして、今世紀後半には、世界全体の人為的な温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目指す長期目標を定めました。そして、この目標を達成するため、すべての国と地域が各々の事情に応じた目標を設定し、5 年ごとに見直しすることが義務付けられました。

日本は、この枠組の中で、温室効果ガス排出量を平成 42 年（2030 年）に平成 25 年（2013 年）比 26.0%削減（平成 17 年比 25.4%削減）の水準とすることを目標にしています。そして、この目標の達成のため、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発を推進し、経済成長を犠牲にせずに、温室効果ガスの計画的な削減に取り組むこととしています。また、地球温暖化（気候変動）の影響に対しては、将来の影響を最小化するよう、今から対策を講じていくこととしています。

今後は、従来から行ってきた省エネルギー対策に加え、「環境への負荷が少ないエネルギーを利用する」「エネルギーを合理的に使う」といった新しい技術を利用した取組みを推進し、生活の質を高めつつ将来を見据えた対策も行うことにより、持続的な地球温暖化対策が求められています。

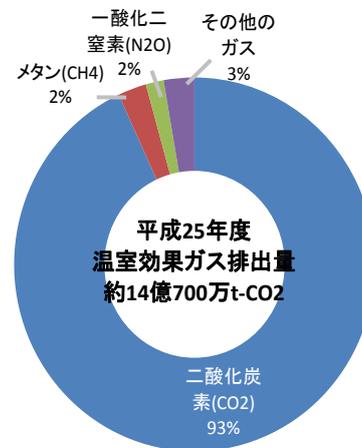
3.4 計画が扱う温室効果ガス

日本全体から排出される温室効果ガスのうち、90%以上を二酸化炭素が占めています。二酸化炭素は、石油やガスなどの燃料の燃焼、つまりエネルギー使用に伴い発生します。電気の利用も、発電時のエネルギーの使用に伴い、間接的に二酸化炭素が発生しています。また廃棄物部門からは、プラスチックごみ（※）の焼却に伴い発生します。

そこで本計画では、最も排出量が多く、多くの人に関わることから人々の努力で削減可能な二酸化炭素を温室効果ガスとして扱います。

※温対法施行令の温室効果ガスの排出量の算定方法に基づき、プラスチックごみの焼却のみを対象としています。

図 日本の温室効果ガス排出量
(平成25年度)



注：その他のガスには、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が含まれます。

資料：「日本の1990-2013年度の温室効果ガス排出量データ」（温室効果ガスインベントリオフィス）

3.5 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標

平成23年の環境基本計画改定時の目標では、平成32年度の1人あたりの温室効果ガス排出削減量を基準年（平成2年度）の30%減（590kg-CO₂）としていました。今回は、実行計画（区域施策編）としても位置付けることから、算定方法や基準年度、削減目標の考え方を見直します。

平成28年3月現在、日本の目標として国際的に合意されているのは、平成25年（2013年）を基準とする平成42年（2030年）の削減目標です。

そこで、環境基本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）を短期目標年度、平成42年度（2030年度）を長期目標年度とし、長期的視野で温室効果ガスの排出抑制のための施策を進めていきます。

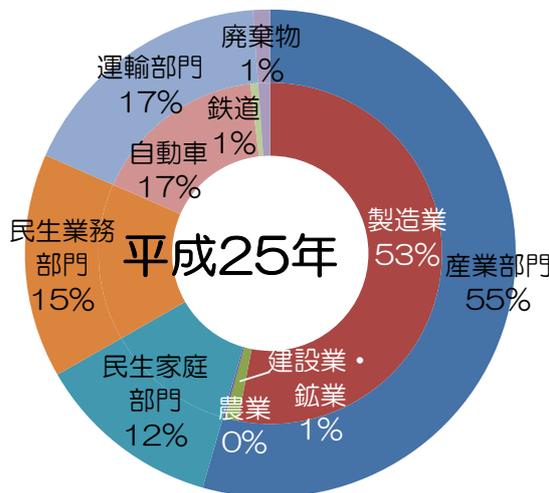
今回設定する温室効果ガス排出量の現状値及び削減目標を以下に示します。

◎安城市域における温室効果ガス排出量の現状値（平成 25 年度）

把握対象となる発生源	対象部門		二酸化炭素排出量
エネルギー起源	産業部門	製造業	1,087.9 千t-CO ₂
		建設業・鉱業	24.9 千t-CO ₂
		農林水産業	3.9 千t-CO ₂
	民生家庭部門		251.8 千t-CO ₂
	民生業務部門		305.1 千t-CO ₂
	運輸部門	自動車	339.7 千t-CO ₂
		鉄道	14.8 千t-CO ₂
非エネルギー起源	廃棄物部門	一般廃棄物	23.3 千t-CO ₂
計			2,051.5 千t-CO ₂

平成 25 年度の安城市域における温室効果ガス排出量は、産業部門の製造業が最も多く、次いで運輸部門の自動車、民生業務部門、民生家庭部門の順に多くなっています。

図 対象部門別の構成比



※数値を四捨五入しているため、合計値が合わない部分があります。

各部門の算定対象となる活動

産業部門	第一次産業及び第二次産業の工場・事業所の活動
（製造業）	第二次産業のうち、食料品、飲料、化学製品、金属、機械などの原材料や製品を製造する工場・事業所の活動
（建設業・鉱業）	第二次産業のうち、工事に関する事業所や鉱物・土石を採取する事業所の活動
（農林水産業）	第一次産業（農林漁業）に関する事業活動
民生家庭部門	一般の住宅内におけるエネルギー消費
民生業務部門	第三次産業（卸・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、教育機関、医療、福祉など）の事業所の活動
運輸部門	人・物の輸送
（自動車）	家庭や事業所が所有する自動車の運行
（鉄道）	鉄道の運行
廃棄物部門	石油由来のプラスチック製品の燃焼

◎安城市域における温室効果ガス排出量の削減目標

平成25年度 (2013年度)	平成32年度 (2020年度)	平成42年度 (2030年度)
2,051.5 千t-CO ₂ (基準年度)	平成25年度比 10.7%減 1,832 千t-CO ₂ (短期目標)	平成25年度比 26.0%減 1,518 千t-CO ₂ (長期目標)

温室効果ガス排出量の大部分はエネルギー消費によるものであることから、安城市では、エネルギーに関する独自の目標を設定し、進捗管理していきます。

また、温室効果ガス排出量の削減につながる取組みとしては、環境基本計画第4章で記載するすべての基本的施策を対象とします。

◎安城市のエネルギーに関する目標

目標1	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	対象部門
1人1日あたり 家庭用電気使用量	5.56kWh	5.47kWh	民生家庭部門

1人あたりの電気使用量は、過去10年間では減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くとすると、1人あたりの電気使用量は、平成32年度には、平成26年度比1.5%減少します。しかし、今後、世帯人員の減少や高齢化による冷暖房需要の増加など、1人あたり電気使用量の増加要因があることから、これまでの減少傾向はいずれ鈍化すると考えられます。

そこで、これまでの電気使用量削減努力を一層強化すること及び省エネルギー施策の推進により、さらなる削減を目指し、平成32年度に1人1日あたりの家庭用電気使用量を基準年(平成26年度)の1.7%削減する目標とします。

目標2	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	対象部門
市内での再生可能エネルギーによる発電容量の合計	30,100kw	66,000kw	産業部門 民生家庭部門 民生業務部門

安城市における再生可能エネルギーの導入事例は、太陽光発電によるものが主流であり、平成21年度の余剰電力買取制度開始以降、堅調な伸びを示してきました。しかし、固定価格買取制度(FIT)の買取価格の引下げにより、平成26年度以降、徐々に新規の導入件数は減少していくことが想定されます。

そこで、太陽光発電に対する普及・啓発の取組みを継続し、平成32年度に市内での再生可能エネルギーによる発電容量の合計を基準年(平成26年度)の約2.2倍に増加させる目標とします。

目標3	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	対象部門
安城市内における次世代自動車普及台数	49台	500台(※)	運輸部門

※平成28年度～32年度5年間の累計。

安城市民の自動車保有台数は、1世帯あたり平均2台であり、市内の移動の大部分は自動車が利用されています。自動車から他の交通手段への転換に加えて、自動車利用そのものに係る環境負荷の低減も図っていく必要があります。

走行時に温室効果ガスの排出が少ない、または全く排出しない次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池車）の普及を進め、平成28年度から平成32年度までの間の安城市における次世代自動車の普及台数を500台に増加させる目標とします。

3.6 近隣自治体との連携

温室効果ガスの削減は、単独の自治体のみで取り組むだけでなく、近隣の自治体との連携による対策も必要不可欠です。

この西三河地域においては、エネルギーの地産地消や温室効果ガスの大幅削減、気候変動などへの適応について、名古屋大学等が提案する“日本版「首長誓約」”（※）という新たな枠組みに参画します。平成27年12月12日（土）には、安城市、岡崎市、豊田市、知立市、みよし市の5市による誓約式が実施され、日本第1号となる“日本版「首長誓約」”に登録されました。

※EU（欧州連合）で実施されている、地域の温室効果ガス削減のための「市長誓約」（Covenant of Mayors）をモデルとしたもの。

日本版「首長誓約」による誓約内容

- I 次の3項目を一体として進めること
 - ①エネルギーの地産地消
 - ②温室効果ガスの大幅削減
 - ③気候変動などへの適応
- II ①～③に関する目標（2030年）と具体的な達成方策などに関する持続可能なエネルギーアクションプランを策定すること
- III 自治体のネットワークを通じて連携して取り組むこと

今後、地球温暖化対策については、“日本版「首長誓約」”を通じ、アクションプランに沿って近隣の自治体と連携・共同して取組みを実施することで、施策の実効性を高めていきます。

第4章 基本的施策

4.1 低炭素なまちをつくる

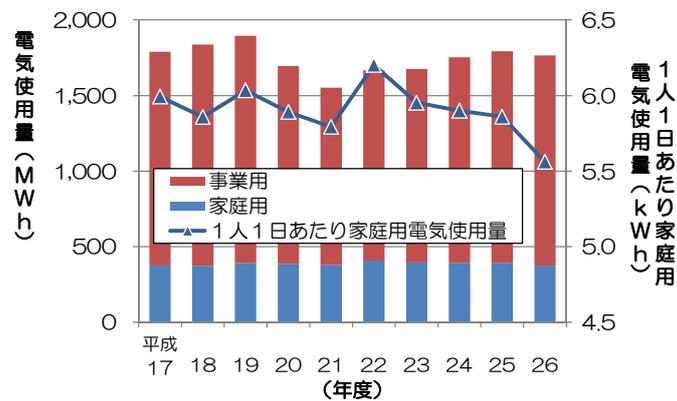
(1) エネルギーの効率的な利用 ①省エネルギーの推進

環境の現状と課題

【現状】

- 市内の電灯・電力使用量が増加傾向にあります。都市ガスは、工業用は減少していますが、家庭用、商業用、医療用は増加する傾向があります。
- 人口が増加し、市全体の環境負荷が増加する傾向にあります。世帯あたり人口が減っていることから、1人1日あたり家庭用電気使用量が今後増加することが予想され、エネルギー使用の削減が急務です。
- 家庭におけるエネルギー利用の最適化を図る仕組みの普及を促進するため、情報提供と導入支援が必要です。
- 新築住宅のエネルギーの効率化に加え、既存住宅への断熱材やペアガラス等の導入による省エネ対策も必要です。

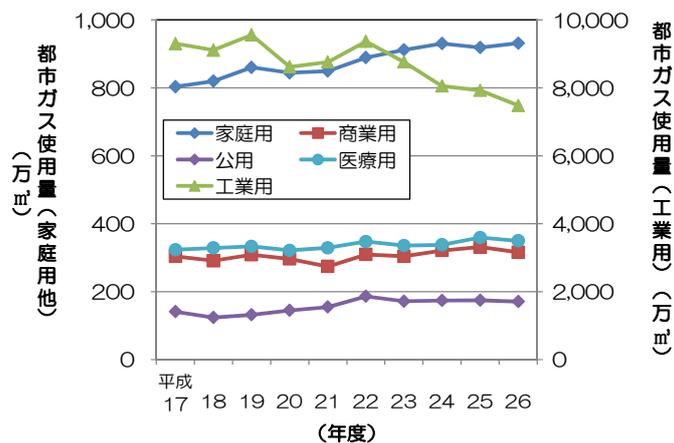
図 電灯・電力使用量の推移



注：電気使用量は、「電灯」を家庭用、「電力」を事業者用とした。

資料：平成27年度安城の統計

図 都市ガス使用量の推移



資料：平成27年度安城の統計

【課題】

太陽光発電、蓄電池、HEMS等エネルギーを効率的に利用できる機器や断熱性の高い設備を備えた「省エネルギー型住宅」及び、LED等、従来型の製品よりもより消費エネルギーが少ない「省エネルギー機器」を普及させて、家庭で使用するエネルギーの削減を進める必要があります。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
1111 省エネルギー型住宅 の普及支援	11111 住宅への太陽光発電、蓄電池、HEMS 等エネルギーを効率的に利用できる機器の導入を支援します。 既存住宅の断熱効果を高めるための改修に対して、支援します。	資産税課 環境首都推進課
	11112 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の移転者及び地域住民に環境に配慮したモデル住宅を提供し、環境共生型住宅を普及啓発します。	区画整理課
1112 省エネルギー機器の 導入推進	11121 既存の防犯灯や道路照明、公園の照明等に、より消費電力の少ないLED等を導入します。	市民安全課 維持管理課 公園緑地課
1113 省エネルギー効果の 情報提供	11131 市民の省エネルギーにつながる行動を促進するため、住宅の省エネルギー化の手法や省エネルギー機器を導入した際の効果について、情報の提供に努めます。	環境首都推進課

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
1人1日あたり家庭用電気使用量	5.56 kWh	5.47 kWh
指標の見方		
市内で使用される一般家庭用電気使用量を人口1人1日あたりで計算したものです。電気使用量が削減されることにより、発電する際に発生する二酸化炭素排出量の削減を図ることができます。		

環境コラム ～スマートハウスとHEMS～

スマートハウスとは、IT技術を使って、家庭内のエネルギー消費が最適となるようにコントロールされた住宅のことです。この、エネルギー消費をコントロールするシステムが「HEMS」（「ヘムス」と読みます。「Home Energy Management System」の頭文字を採ったもの）です。

太陽光発電システムと蓄電池、家電などの家中の機器をITネットワークで繋いで、エネルギーがどこで、どれだけ、何に使用されているのかを見える化し、機器を一括で制御したり、夜間と昼間のエネルギー使用量を自動的に最適化したりすることにより、電気使用量を削減できます。



4.1 低炭素なまちをつくる

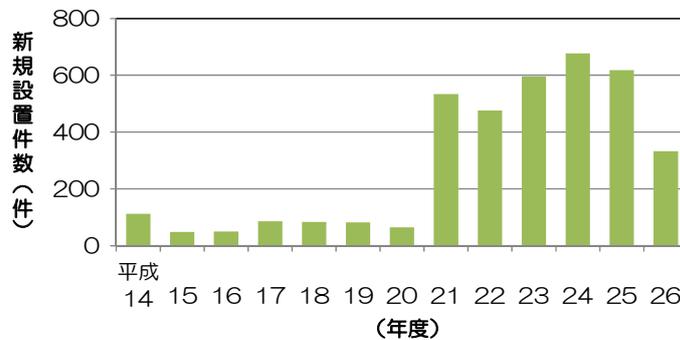
(1) エネルギーの効率的な利用 ② エネルギーの地産地消の推進

環境の現状と課題

【現状】

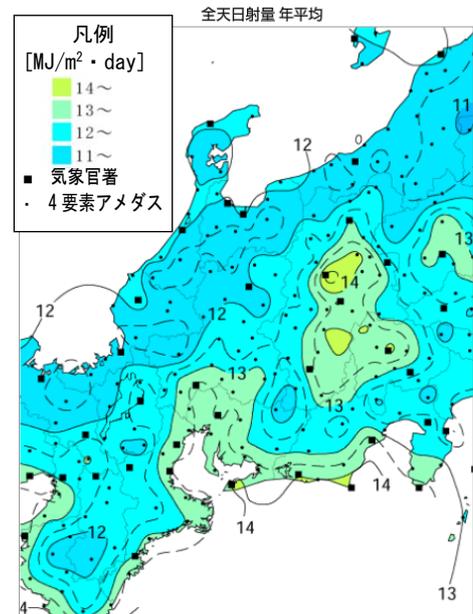
- ・安城市は、年間を通じて日射¹に恵まれており、太陽光エネルギーの利用による環境負荷低減が期待されます。
- ・太陽光発電システムへの補助件数は、余剰電力買取制度が開始された平成 21 年以降、500～600 件前後で推移していましたが、平成 26 年度は 300 件程度に減少しています。

図 太陽光発電システム補助件数の推移



資料：環境首都推進課

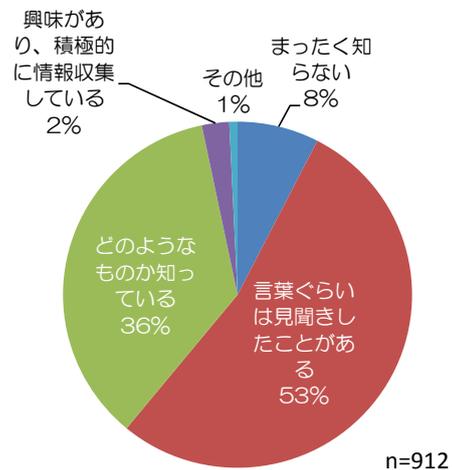
図 全天日射量 年平均



資料：NEDO 日射量データベース (昭和 56 年～平成 21 年の年平均値)

- ・市民の再生可能エネルギーに関する知識は「言葉ぐらいいは」という人が最も多く、メリット・デメリットを含めて、再生可能エネルギーへの理解を深める必要があります。
- ・東日本大震災時には、電気の供給が長期に絶たれたことから、再生可能エネルギーの利用により、エネルギーを地域で創る自立・分散型の仕組みを作る必要があります。

図 再生可能エネルギーに対する知識



資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート (平成 27 年 2 月実施)

【課題】

地域に豊富にある再生可能エネルギーの利用を進め、エネルギーを地産地消する仕組みを導入することにより、災害に強い低炭素なまちをつくる必要があります。

¹ 地表面が受け取る太陽光のエネルギーを日射と言い、散乱した光も含めたすべての太陽光のエネルギーを全天日射量と言います。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
1121 住宅等への再生可能エネルギーの導入支援	11211 再生可能エネルギーの普及を促進するため、住宅や町内公民館等への太陽光発電設備や太陽熱を利用した再生可能エネルギー利用設備の導入を支援します。	市民協働課 環境首都推進課
1122 公共施設等の再生可能エネルギーの利活用	11221 公共施設に太陽光発電設備等を設置し、再生可能エネルギーの利用を推進します。 再生可能エネルギーを活用した地域主体の自立・分散型エネルギー供給システムについて研究を進めます。	環境首都推進課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
市内での再生可能エネルギーによる発電容量の合計	30,100kw	66,000kw
指標の見方		
市内の家庭・事業者が電気事業者と電力受給契約を締結した発電設備容量の合計です。発電量が増えることで、市内におけるエネルギーの地産地消の普及が進みます。		

環境コラム ～再生可能エネルギーと水素エネルギーの利用～

再生可能エネルギーとは、法律※で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。

再生可能エネルギーに加え、近年では、水素エネルギーも注目を集めています。水素は、化石燃料と違い、水や化合物の状態が無尽蔵に存在し、多様な原料から様々な方法で製造が可能です。そして、利用時に二酸化炭素や有害な物質を排出しないという特徴もあります。現状では、定置用燃料電池や燃料電池自動車での活用が始まっています。

将来的には、再生可能エネルギーを利用して水素をつくり、発電に活用することも考えられています。製造時も利用時にも二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー由来の水素は、地球温暖化問題解決の切り札となるかもしれません。

※：「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年 法律第72号）



4.1 低炭素なまちをつくる

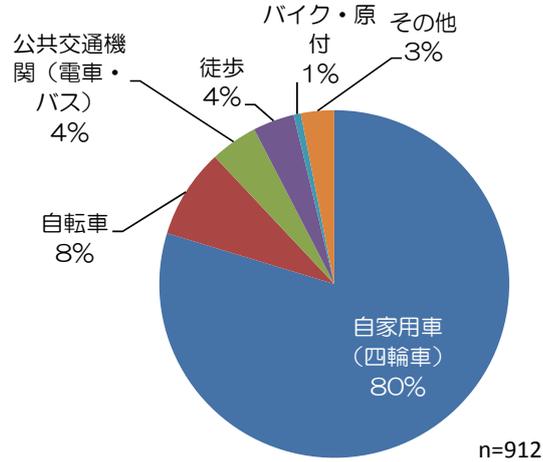
(2) 適切な交通手段の選択 ①環境に優しい自動車の利用促進

環境の現状と課題

【現状】

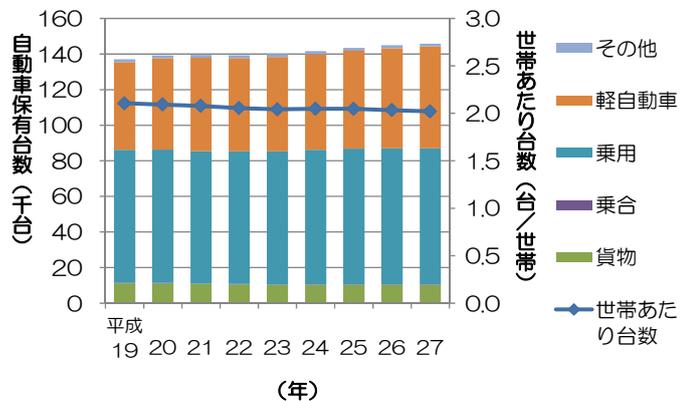
- アンケートの結果から、市内移動時は、自家用車の利用が全体の8割を占めていることがわかります。
- 市内の自動車は軽自動車が増加しており、平均すると1世帯2台を保有していることとなります。
- 自動車から他の交通手段への転換に加えて、自動車利用そのものに係る環境負荷低減も図っていく必要があります。
- 平成26年12月から、走行時に二酸化炭素を排出しない超小型電気自動車を活用したカーシェアリング実証事業「き～☆モビ」が開始されました。平成27年12月末現在、会員数930人、利用件数のべ3,412件です。
- 近年は電気自動車の普及が進んできました。電気自動車の蓄電池に蓄えられた電力を家庭用電力として利用するシステム「V2H (Vehicle to Home)」も、災害時等の非常用電源として注目されています。

図 通勤・通学以外で安城市内の移動手段



資料：平成26年度安城市の環境についてのアンケート

図 自動車保有台数の推移



資料：平成27年度安城の統計

【課題】

使用する自動車を環境負荷の少ない自動車に切り替えていくとともに、自動車の新しい利用方法を広め、利便性を下げずに移動による環境負荷を減らしていく必要があります。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
1211 次世代自動車の普及促進	12111 次世代自動車の普及を図るため、車両の購入に対する支援や電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電スタンドの設置、燃料電池自動車用水素ステーションの設置の支援等インフラの整備を推進していきます。	環境首都推進課
1212 自動車の新しい利用方法の提案	12121 超小型電気自動車を利用したカーシェアリング実証事業を実施します。 安城市役所の庁用自動車に、車両から電力を供給できる給電装置を取り付け、イベント等の電源として活用するとともに、非常時の電源確保に努めます。	財政課 危機管理課 環境首都推進課
1213 次世代自動車の啓発	12131 イベント等で次世代自動車を展示し、環境面や経済面でのメリットについて市民へ啓発していきます。 庁用自動車として、次世代自動車を導入し、行政も率先して利用していきます。	財政課 環境首都推進課



●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
安城市内における次世代自動車普及台数	49台	500台
指標の見方		
平成28年度から平成32年度の5年間に市内で登録される電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の台数の累計です。走行時の環境負荷が少ない自動車の浸透状況を示します。		

環境コラム ～次世代自動車～

次世代自動車は、走行時に窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質や、二酸化炭素の排出が少ない、または全く排出しない、騒音が少ないなどの環境にやさしい自動車です。

愛知県では、電気自動車（EV）とプラグインハイブリッド自動車（PHV）のための充電スタンド、燃料電池自動車（FCV）のための水素ステーション整備を進めており、安城市も補助金を交付し、次世代自動車の普及を進めています。



4.1 低炭素なまちをつくる

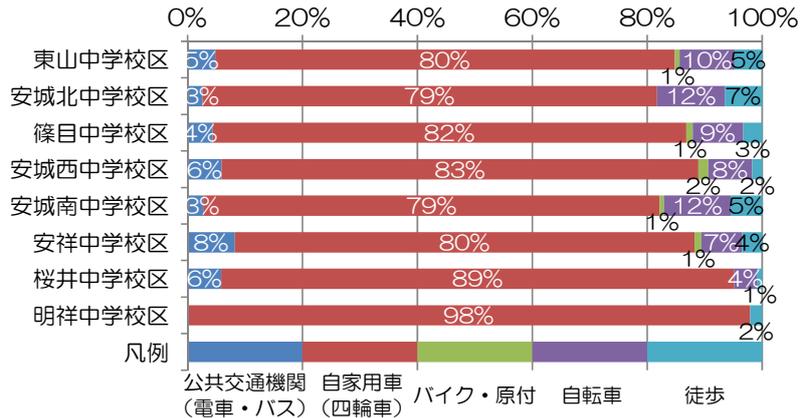
(2) 適切な交通手段の選択 ② 自転車の利用促進

環境の現状と課題

【現状】

- 市民アンケートの結果では、鉄道駅が遠い地区では、市内移動に自動車を利用する人の割合が高く、その一方で自転車を利用する人の割合が低い傾向となっています。

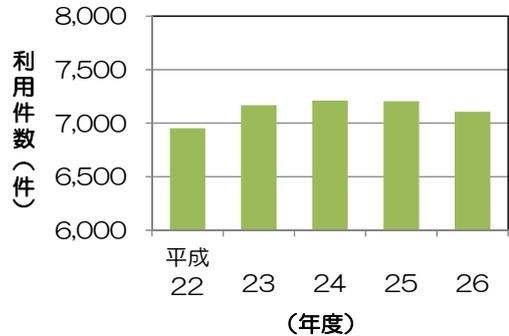
図 通勤・通学以外で安城市内の移動手段



資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート

- 安城市では、エコサイクルシティ計画の基本方針である「意識づくり」「空間づくり」「しくみづくり」に基づき自転車の利用促進を図り、環境にやさしいまちづくりを進めています。
- 市内には、パイプライン化された明治用水の上部を利用した明治用水緑道が整備されており、緑を楽しみながら、安全に走行することができます。
- 市道大東住吉線や市道新安城駅前線、市道東栄横根畑線において、路面表示により自転車走行空間を明確化しています。
- 放置自転車を利用して、市内 11 か所にレンタサイクルのサイクルポートが整備されており、毎年 7,000 件程度の利用があります。
- 自転車の購入やTSマーク付帯保険に対する補助制度もあり、平成 26 年度は 100 件の利用がありました。

図 レンタサイクル利用件数の推移



資料：都市計画課

【課題】

移動による環境負荷を減らすために、環境に優しい交通手段の一つである自転車に注目し、自転車利用を進めるとともに、自転車を利用しやすいまちをつくる必要があります。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
1221 自転車利用のきっかけづくり	12211 自転車購入時の補助金の交付やイベントの際に、自転車について啓発することにより、自転車利用のきっかけをつくっていきます。	都市計画課
1222 自転車利用のためのインフラ整備	12221 自転車走行空間や駐輪場、レンタサイクルなど、自転車の利用拡大に必要なインフラを整備していきます。	維持管理課 都市計画課 南明治整備課 区画整理課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
市内の移動で自転車を利用する人の割合	8.6%	9.5%
指標の見方		
通勤・通学以外で市内を移動する際、主な交通手段として自転車を利用する人の割合です。		

環境コラム ～自転車のルール～

とても便利な自転車ですが、ルールが守られていないことが全国で問題になっています。こんな自転車の乗り方をしていませんか？ 下記の行為は、すべて道路交通法違反です。違反とならないよう、マナーアップを心がけましょう。



- ・車道を逆走する。(車道を走るときは、左側を走りましょう。)
- ・歩道を猛スピードで走る。(歩道は、歩行者優先です。)
- ・2台以上で並走する。(おしゃべりが楽しくても、並走は禁止です。)
- ・夜間ライトをつけない。(対向者は暗闇から突然現れたあなたにビックリ!)
- ・スマホや携帯電話を走行中に使用する。(脇見・片手運転は危険です。)
- ・片手に傘をさしながら運転する。(転倒の恐れがあります。)
- ・イヤホンを耳に着けて音楽を聴きながら走行する。(外部の音も重要な情報です。)



4.1 低炭素なまちをつくる

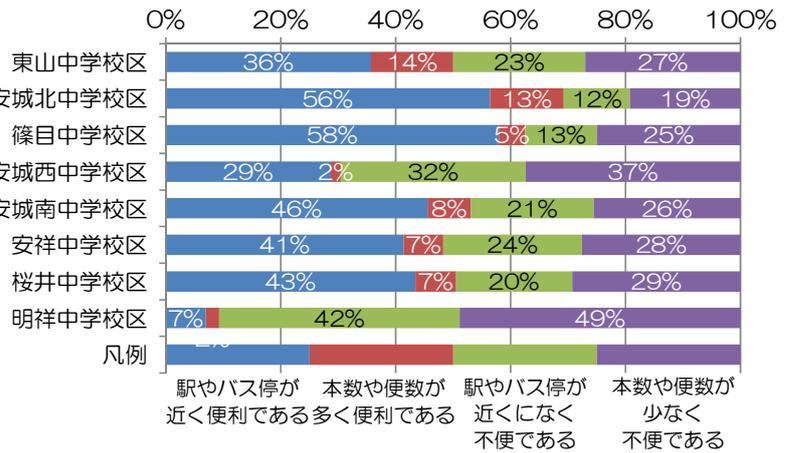
(2) 適切な交通手段の選択 ③公共交通機関の利用促進

環境の現状と課題

【現状】

- 市民アンケートでは、各中学校区での鉄道へのアクセスの良し悪しにより、公共交通機関に対する利便性への感じ方に顕著な違いがあります。
- 交通手段を選択する際には、「身体的な負担」と「経済的な負担」を重視する人を合わせると9割以上になります。
- 電車を「日常的に利用する」人は10%です。

図 公共交通機関（電車・バス）の利用について



資料：平成26年度安城市の環境についてのアンケート

図 交通手段を選択する際重視すること

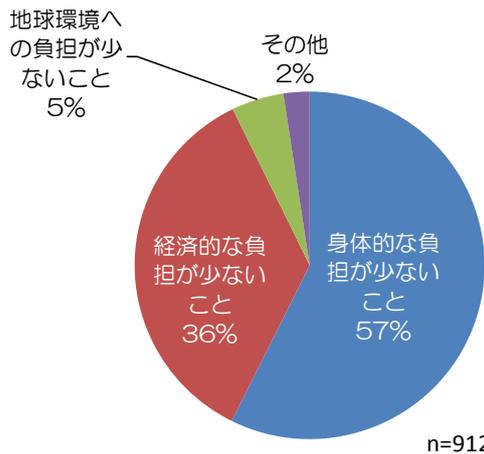
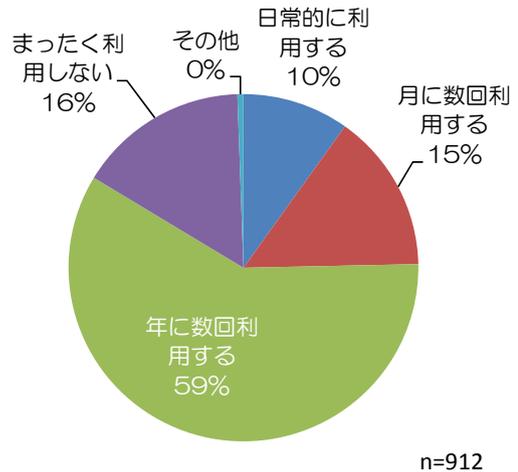


図 電車の利用状況



資料：平成26年度安城市の環境についてのアンケート

【課題】

交通弱者のために公共交通機関を充実させるとともに、公共交通機関の利便性を向上させ、市全体で移動に要する環境負荷を低減させる必要があります。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

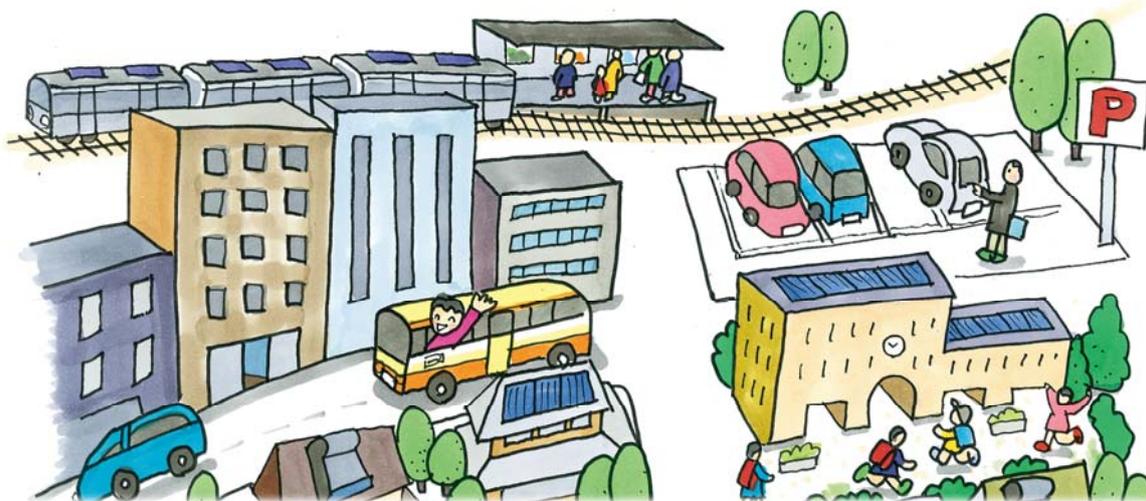
施策名	施策内容	担当課
1231 公共交通の利用促進	12311 あんくるバス、あんくるタクシーの運行を継続し、公共交通機関の利用を促進していきます。	都市計画課
1232 パークアンドライドの推進	12321 駅周辺の駐車場の整備を進め、パークアンドライドにより公共交通機関利用の利便性を向上させていきます。	維持管理課

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
公共交通機関に対する満足度	49.4%	54%
指標の見方		
公共交通利用に対する市民の意識と、公共交通の利便性を示すものです。		

環境コラム ～パークアンドライド～

都心部などの渋滞を防ぐために、鉄道駅やバス停に設けた駐車場で自動車から電車やバスに乗り換えて目的地に移動する方法です。渋滞による環境負荷を減らす効果があります。



4.1 低炭素なまちをつくる

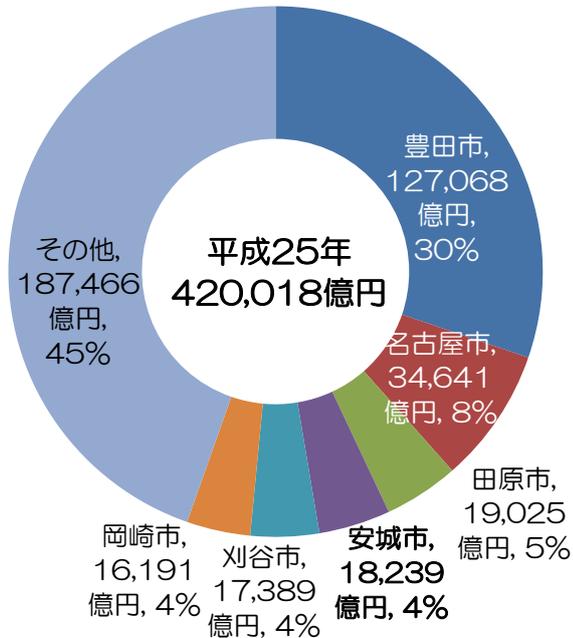
(3) 環境と調和した事業活動の促進 ①事業者の取組み支援

環境の現状と課題

【現状】

- 本市は製造業が盛んで、平成25年の製造品出荷額等は、愛知県下では豊田市、名古屋市、田原市に次ぐ第4位です。
- 地元企業も環境配慮型製品を製造しており、環境保全に貢献しています。それらの製品を普及させることで、環境と調和した事業活動を推進することができます。
- 市内事業者の技術力・ノウハウを市内外にPRする展示会を開催し、企業間等の連携を支援しています。生産者側が気づかない用途との出会いにより、市内事業者による事業活動の活性化を図っています。

図 愛知県製造品出荷額等の内訳



資料：平成25年工業統計

【課題】

市の特徴であるものづくり企業をはじめとする事業者の取組みを支援して、産業部門での環境負荷の低減に貢献していく必要があります。



平成26年11月2日に市内企業の協同組合の環境配慮型製品「キャップアートパネル」を使用したイベント「エコキャップ甲子園」を開催。高校生が、集めたペットボトルのキャップを使用して、「未来」をテーマに、素晴らしいキャップアートを作り上げました。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
1311 環境配慮型製品の開発・販売支援	13111 市内事業活動の活性化を図るため、環境配慮型製品の紹介や補助制度等により、環境配慮型製品の開発・販売を行う事業者を支援します。	商工課 環境首都推進課
1312 環境へ配慮する事業者への支援	13121 中小企業を対象に、環境マネジメントシステムの認証取得や更新を行い、環境配慮を推進する事業者を支援します。	商工課

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

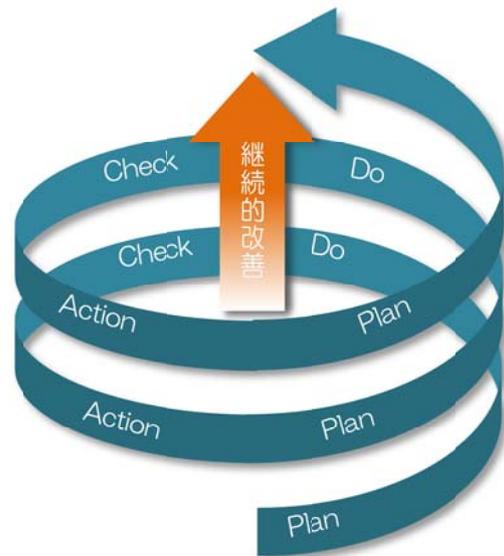
指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
環境配慮に関する行動や事業活動を行った事業者数	75件	80件
指標の見方		
事業者の環境マネジメントシステム更新・取得に対する支援件数です（当該年度を含む直近3年度の合計）。事業者が、環境マネジメントシステムの取得及び更新をすることで、産業部門の環境負荷低減につながります。		

環境コラム ～環境マネジメントシステムとは～

組織が、その運営の中で環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

国際規格ではISO14001があり、PDCAサイクルと呼ばれる、(1) 方針・計画 (Plan)、(2) 実施 (Do)、(3) 点検 (Check)、(4) 是正・見直し (Action) を繰り返し、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していきます。

このほか、環境省が認証するエコアクション21や、一般社団法人が認証するエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、地方自治体が認証するものなど様々なシステムがあります。



協働プロジェクト①

Kii Mobi Appeal プロジェクト ～電気自動車 き～☆モビに乗ろうよ～

現状と課題

安城市では、環境負荷の低い電気自動車のカーシェアリングの実証実験「き～☆モビ」が行われています。しかし、これから展開・発展していくプロジェクトであり、まだ認知度が低い状況です。

そこで、認知度を向上させるためのプロジェクトを考案しました。き～☆モビの知名度と利用率の向上を目標とし、環境負荷を減らしつつまちの活性化を図ります。

主な対象

- ・自動車の運転が可能となる18歳～20代の若年層

プロジェクトの概要

何をするか	どこでやるか
①若者が会員登録する機会の拡大	自動車学校、試乗会や出前講習会を人の集まるところで開催
②若者が集まっている場所へのステーション設置を提言	学校や娯楽施設など若者の集まる場所
③き～☆モビを利用後に口コミを推奨	インターネットでの口コミ ・き～☆モビそのものや利用について SNS で情報発信
④利用することでお得感のある制度を提言	インターネットや協力店 ・き～☆モビの利用時にPRしたら特典が受けられる ・き～☆モビで来店したら協力店からサービスを受けられるなど
⑤若者の目につく場所へのチラシの配置	協力店 ・娯楽施設などにチラシを設置

実施時に向けて

- ・プロジェクトの実行に向けて、市民・事業者・行政それぞれの役割は、下記のとおりととなります。





協働プロジェクト②

オトナな自転車乗りでヘルシー（低炭素・健康）生活を！！
～ノー残業デーは、ノーカーデー～

現状と課題

安城市では、日常生活の中で、自動車に乗って移動する人が多い現状があります。しかし、今は自動車に乗っている人も、昔は自転車に乗って移動していたはずです。

そこで、自転車に乗らなくなった大人に自転車の楽しさを思い出してもらい、「オトナの自転車乗り」を増やすプロジェクトを考案しました。移動時に二酸化炭素を排出しないエコな乗り物である自転車を広めることで、低炭素なまちを目指します。

主な対象

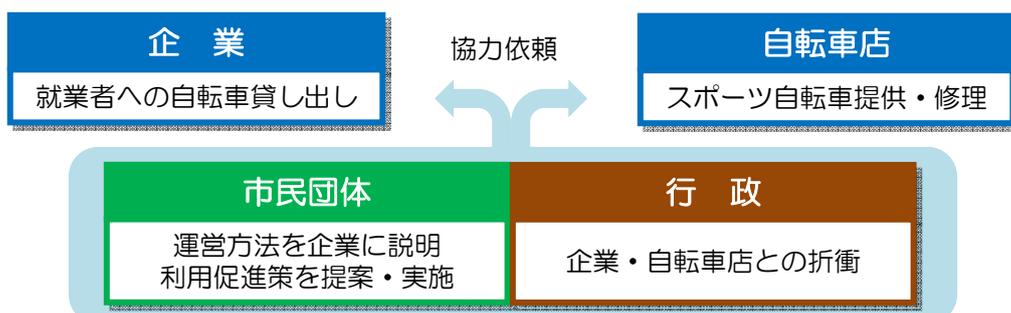
- ・自転車に乗っていない「オトナ（社会人）」

プロジェクトの概要

何をするか	どうするか
①スポーツ自転車を入手する	自転車店への協力を依頼
②企業への協力を依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した自転車を企業へ貸出し ・企業は就業者の中から関心がある人に貸出し ・企業は貸出しと返却、受付業務を行う
③安城市エコサイクルシティ 実行委員会へ協力を依頼	・TSマーク代の補助依頼
④自転車店への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車のメンテナンス依頼 ・不要自転車の提供依頼

実施時に向けて

- ・プロジェクトの実行に向けて、市民・事業者・行政それぞれの役割は、下記のとおりとなります。



4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

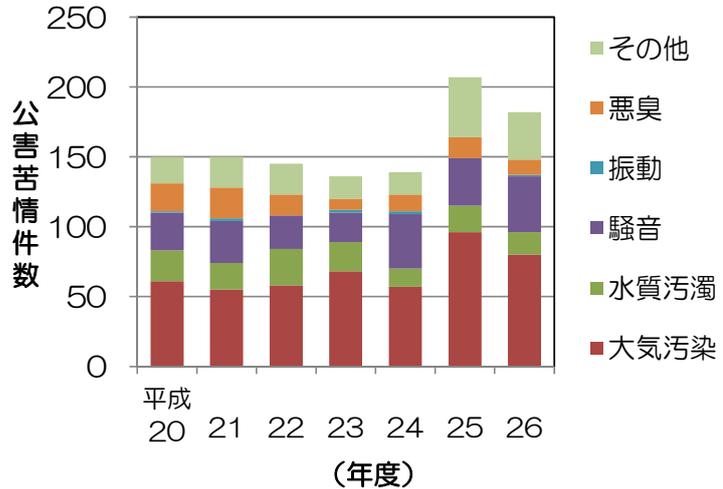
(1) 快適な暮らしの実現 ①公害の防止

環境の現状と課題

【現状】

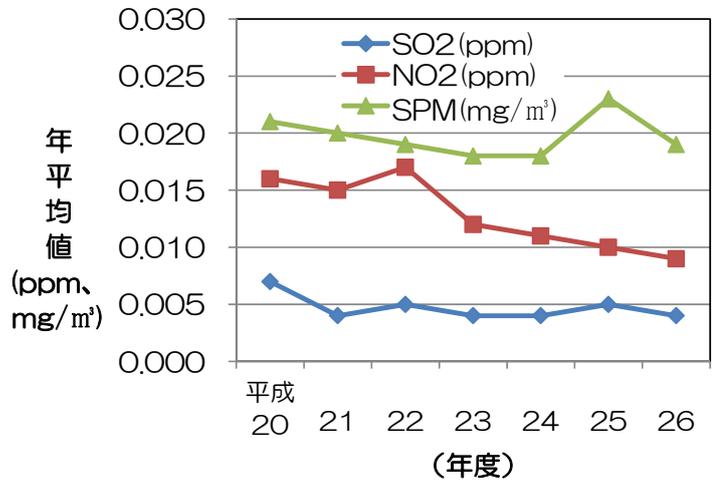
- 公害苦情は、140 件/年程度で推移していました。平成 25 年度に一旦 200 件を越したものの、平成 26 年度は前年度より減少しました。苦情の内訳では大気汚染が最も多くなっています。
- 屋外焼却によって発生する煙や臭いに対する苦情が、市へ寄せられています。ビニール類のように有害な煙を出すものは言うまでもなく、そうでないものも、屋外焼却は周囲の生活環境を悪化している原因になっていることへの理解を進める必要があります。

図 公害苦情の推移



資料：平成 27 年度安城の統計

図 大気汚染物質濃度の推移



注：市内で測定している大気汚染物質は、SO₂（二酸化硫黄）、NO₂（二酸化窒素）、SPM（浮遊粒子状物質）の3物質。

資料：平成 27 年度安城の統計

【課題】

公害の発生源対策、大気や騒音及び振動等の公害に対する監視を引き続き行い、快適な暮らしを脅かす公害のないまちをつくる必要があります。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
2111 発生源対策の推進	21111 事業者に対する講習会を開催するとともに、住工混在 ² の解消を図り、事業活動に伴う排気ガス、騒音、振動、悪臭の発生などの環境負荷の低減を図ります。	商工課 環境首都推進課
2112 監視と啓発の徹底	21121 公害の監視を継続的に行うとともに、苦情の多い野焼きに関する啓発に努めます。	環境首都推進課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
大気、土壌、騒音、ダイオキシン類に係る環境基準達成箇所数	32箇所	32箇所

指標の見方

市内における公害に関する環境基準を満たしている地点の箇所数を示します。観測地点は、全32箇所です。



環境コラム ～野焼き～

愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」では、屋外燃焼行為、いわゆる野焼きを禁止しています。ごみや剪定枝などを法律に定められた焼却炉以外で燃やす行為は、煙や悪臭、ダイオキシン類などを発生させる恐れがあり、周囲の生活環境に悪い影響を及ぼします。

ひと昔前は、落ち葉や枯れ枝の焚き火は秋の風物詩でしたが、住宅が近接している現在は、有害なビニール類が含まれていなくても、洗濯物へ匂いがついたり、煙が気になって窓を開けられなくなったりするなどして、問題視されています。身近な暮らしの環境を守るため、ごみは適切に処理しましょう。

清掃だより

平成27年11月号
回覧

野焼きは禁止されています!

野焼きは法や条例で、原則禁止されています。ただし、例外として家庭のたき火や農作業などを行う野焼きについては軽微なものであれば、周辺の住環境等に十分配慮することを条件に焼却することはできます。
(ただし、プラスチックやビニール類は焼却禁止です。)

最近、野焼きから発生する煙の苦情が多く寄せられています。

- ! 煙の臭いが洗濯物や布団につく。
 - ! 家の中に入った煙の臭いが取れない
 - ! 喘息を持った子どもには辛い。
- 周辺住民の生活環境等に影響を及ぼすような野焼きは行政指導の対象になります。

◎市役所に寄せられた年度別の苦情件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26
	55件	63件	56件	88件	72件

※毎年、原因者に対し直接指導をしています。



野焼きの禁止を呼びかけるチラシ

² 地域で、住宅と工場が混在している状態のこと。

4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

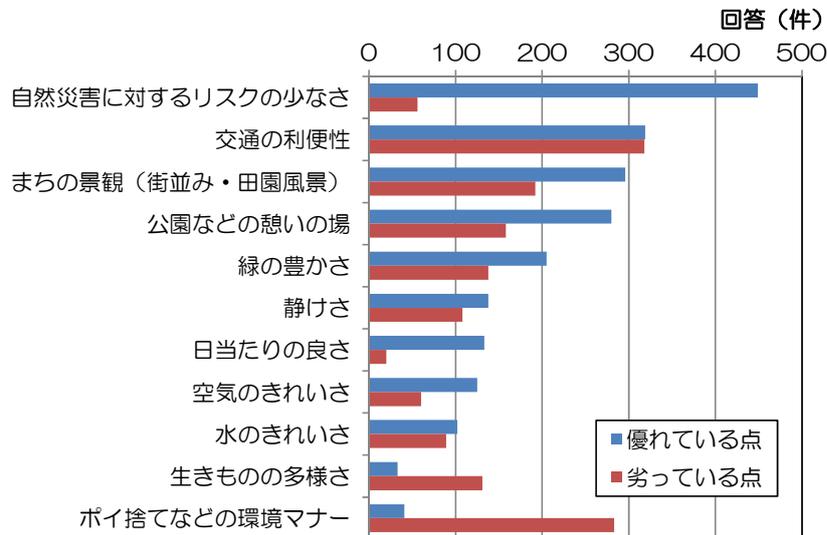
(1) 快適な暮らしの実現 ②安全・安心で快適な生活環境の向上

環境の現状と課題

【現状】

- ・市民アンケートでは、「ポイ捨てなどの環境マナー」は、劣っている点に挙げる回答が、優れている点に挙げる回答を大幅に上回っています。
- ・平成27年4月1日に施行された「安城市さわやかマナーまちづくり条例」の周知とともに、モラル向上及びマナー遵守に対する啓発が求められます。
- ・市民が道路や河川などの公共施設の美化活動を行うアダプト・プログラムには、平成26年度末で47団体が登録され、環境美化活動を実施しています。
- ・JR安城駅の南側（南明治地区）及び名鉄桜井駅周辺（桜井地区）において、土地区画整理事業を実施し、良好な居住環境の整備を進めています。

図 安城市の優れている点・劣っている点



資料：平成26年度安城市の環境についてのアンケート

- ・市民アンケートでは、「自然災害に対するリスク」が少ないことが優れている点に挙げられていますが、安城市においては、大雨で河川があふれる冠水・浸水被害が発生した事例もあります。
- ・「雨水マスタープラン」では、雨水流出抑制のために、雨水貯留施設や雨水浸透設備の整備を進めています。水田の持つ雨水貯留機能による洪水抑制も推進しています。

【課題】

ポイ捨て等のない美しい環境づくりを行うとともに、都市機能の集約化や万が一の際の浸水対策を進め、安心して快適に住むことのできるまちをつくる必要があります。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
2121 環境美化の推進	21211 環境美化に関する条例の周知に努め、環境美化に対する意識を啓発するとともに活動団体を支援します。	環境首都推進課 ごみゼロ推進課
	21212 公園や道路など公共空間の清掃や除草などの美化活動を支援します。	ごみゼロ推進課 公園緑地課
2122 都市機能の向上	21221 JR安城駅、JR三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の各駅を中心とした生活圏域に都市機能の集約化を図り、良好な居住環境の整備を進めます。	都市計画課 南明治整備課 区画整理課
	21222 防災拠点の整備や避難場所への誘導など、防災、減災に配慮して安全性の高い居住環境を整備します。	危機管理課
	21223 洪水時に雨水を貯留する施設の整備や水田の確保を推進し、集中豪雨の影響を緩和する機能を高めます。	土木課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
安城市を環境に関するマナーが良いまちと感じる人の割合	4.5%	20%
指標の見方		
安城市の優れた特徴として「ポイ捨て禁止などのさわやかマナー」を挙げる人の割合を示しています。		



環境コラム ～さわやかマナーを広めよう～

安城市さわやかマナーまちづくり条例では、下記の項目を「さわやかマナー」とし、これらの普及を通して快適で安全な生活環境の形成を目指します。



ポイ捨てを
やめよう



路上喫煙を
やめよう



ペットのふん
は持ち帰ろう



ちらしを
散乱させない



歩きスマホ
をやめよう



落書きを
やめよう

4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

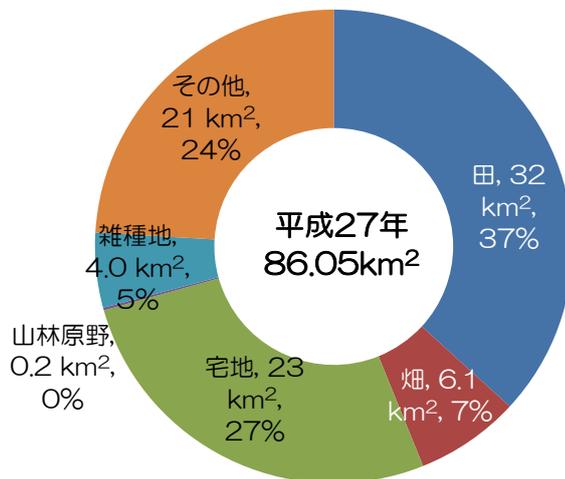
(1) 快適な暮らしの実現 ③ 緑あふれる美しい都市景観づくり

環境の現状と課題

【現状】

- 景観を損ねたり、歩行の障害になったりする放置自転車対策として、「JR 安城駅」「名鉄新安城駅」「名鉄南安城駅」の3駅周辺を自転車等放置禁止区域に定めていますが、撤去される自転車が年間 500 台程度あります。
- 市民アンケートでは、安城市の優れている点として、まちの景観や緑の豊かさが多く挙げられています。
- 安城市の土地の利用状況を見ると田畑が4割超を占めており、安城市の「豊かな緑」のイメージは農地が寄与していると考えられます。
- 一方で、市内の公園は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 97 箇所 93.20ha で、市域の約 1%であり、市街地では緑が少ないことがわかります。

図 土地利用面積



資料：平成 27 年度安城の統計

※数値を四捨五入しているため、合計値が合わない部分があります。

表 公園の設置状況

区分	か所数	面積 (ha)
運動公園	1	20.04
地区公園	4	17.47
近隣公園	14	28.22
街区公園	72	23.54
緑地	3	1.51
歴史公園	3	2.42
合計	97	93.20

注：平成 27 年 4 月 1 日現在
資料：平成 27 年度安城の統計



(秋葉公園)

【課題】

景観を損ね、通行の妨げになる放置自転車等をなくすとともに、緑地を増やし、美しく快適な都市空間をつくる必要があります。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
2131 景観を害する要素の除去	21311 駅周辺の放置自転車や不適切な屋外広告など、景観を害する要素を除去し、美しい景観を守ります。	維持管理課
2132 緑地の維持・管理	21321 保全地区や文化財保存地区等、指定された樹木・緑地の維持・管理を支援します。	公園緑地課
2133 緑化の推進	21331 緑化木の配布や緑化に関する補助制度などにより、民有地の緑化を進めるとともに、コンクールを実施することにより緑化に関する意識を高めます。	公園緑地課
	21332 公園の緑化を進めるとともに、新規公園の整備により公共の場所の緑地を確保します。	公園緑地課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

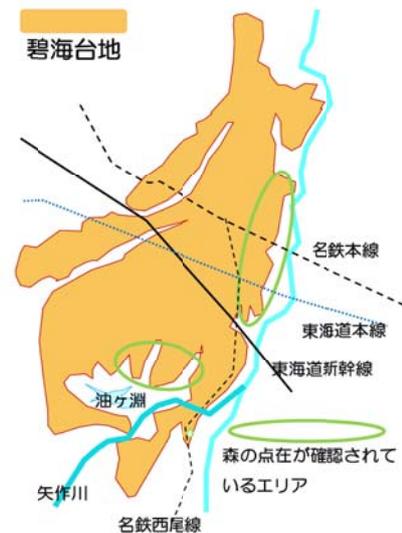
指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
樹高が3m以上になる樹木の本数	139,538本	148,000本
指標の見方		
かつて草地で樹林の少ない本市では、大木は貴重な存在です。植樹した樹木が大きく育っていることを示します。		



環境コラム ～安城市に今も残る「原始の森」～

山林の面積が 0.2 km²と、森がほとんど存在しない安城市。しかし、ごくわずかではありますが、自然の森が残っている場所もあります。

安城市域の大部分は、碧海台地と呼ばれる洪積台地が占めています。400年ほど前まで、この碧海台地には、カシやシイなどで構成され、人の手が加わっていない原始的な植生の森が存在していたようです。今も碧海台地の端には、かつての様子を伺い知ることのできる「原始の森」が点在しています。



4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

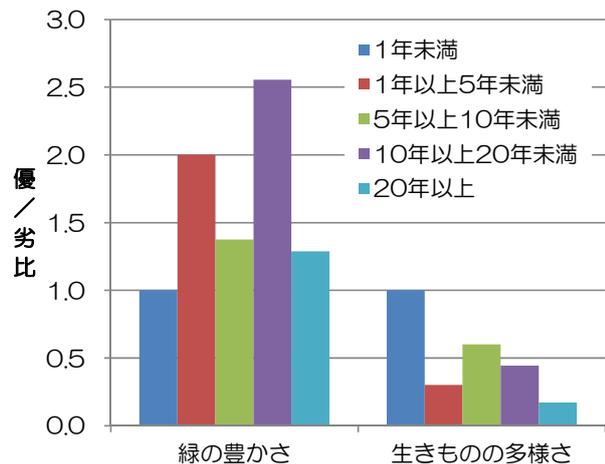
(2) 自然との共生 ①生物多様性の保全

環境の現状と課題

【現状】

- 公園は市域の約 1%で、市域の 4 割超を占める農地は減少傾向にありますが、生物のすみかとしての水田に関心が高まっています。
- 市民アンケートでは、「生きものの多様さ」を、安城市の劣っている点に挙げる人が多く、自由意見にも「触れ合いの場が減った」との意見があり、触れ合いの場を充実させる必要があります。
- 「緑の豊かさ」、「生きものの多様さ」の回答を居住年数別に見ると、「生きものの多様さ」は、居住年数が多くなるほど劣っているとする回答が多く、長い目で見ると減っていると評価されていると推察されます。
- 郷東川では河川改修の際に、多自然型護岸³が導入されました。
- 平成23年から毎年、セミの抜け殻を継続して調査しています。調査で確認されるセミの種類構成は、市内の様々な環境の変化を反映していると考えられます。
- 外来種が増えて在来種の生育・生息環境が悪化している場所もあります。

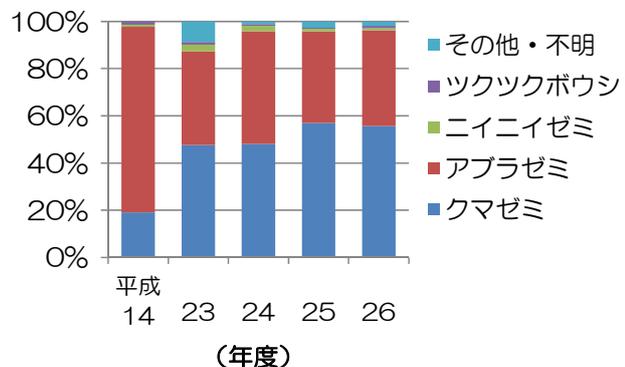
図 安城市の優れている点・劣っている点の比(居住年数別)



注：優／劣比＝（優れている点に挙げた回答数）
 ÷（劣っている点に挙げた回答数の比）
 同数の場合は 1.0 になる。

資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート

図 セミの抜け殻調査



資料：平成 27 年度環境報告書

【課題】

私たちに多くの恵みを与えている自然への理解を深め、生物多様性を保全するまちをつくる必要があります。

³ コンクリートで固めるだけの護岸工事とは異なり、治水上の安全を確保しつつ、生き物の生息生育にも配慮した護岸のこと。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
2211 自然に親しむ機会の創出	22111 自然に近い川づくりや自然環境調査など、自然に親しむ機会を創出します。	環境首都推進課 土木課
2212 生物多様性に関する啓発	22121 生物多様性について周知するとともに、生物多様性を脅かす要因の一つである外来生物についても放逐の危険性を啓発します。	環境首都推進課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
生物多様性に関する活動を実施した回数	20回	25回
指標の見方		
市や環境活動団体等が実施する生き物調査や生物多様性に関する活動の実施回数です。生き物への関心の高さを示します。		

環境コラム ～生物多様性とは～

生物多様性は、生態系、種、遺伝子の3つのレベルがあります。

例えば、他の地域から新しい生物が持ち込まれると、その地域の元々の生態系のバランスが崩れて失われてしまうので、生物多様性が失われることとなります。同じ種でも、違う地域のものは遺伝子が異なることもあるので、むやみな生物の持ち込みは、その地域の生物多様性を失うこととなります。

例えば、メダカは地域によって遺伝子が異なります。メダカを増やそうと、他の地域のメダカを放流すると、昔から安城市にいたメダカの遺伝子が失われてしまうこととなります。

秋葉いこいの広場環境学習センター「エコきち」では、安城市固有の遺伝子を持つメダカを飼育繁殖させる「安城メダカ里親プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトは、市民にメダカを譲渡し、自宅で飼育してもらい、増やしたメダカを一斉に放流しています。



増やしたメダカの放流（榎前町）



4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

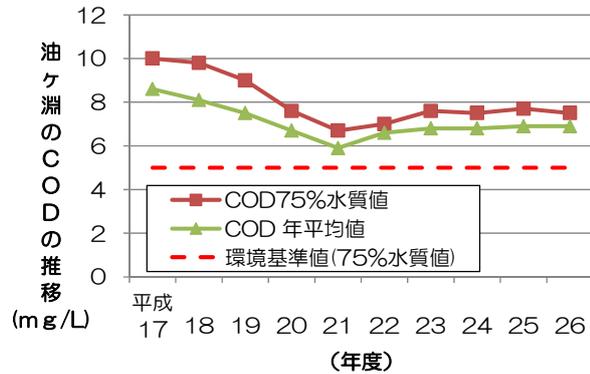
(2) 自然との共生 ②水辺の環境保全

環境の現状と課題

【現状】

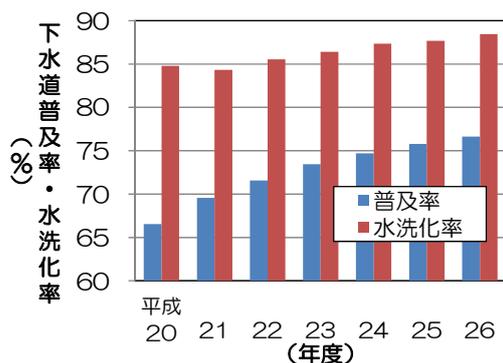
- 油ヶ淵のCOD⁴(75%水質値)は、長期的には減少傾向にあるものの、環境基準値より高い7.5mg/L 前後で推移しています。
- 下水道普及率、合併浄化槽の設置基数はともに増加している一方で、平成 25 年度の調査結果では、油ヶ淵のCOD、SS⁵が依然として環境基準を超えています。
- 油ヶ淵の水質汚濁は、流入する河川の水の汚れと、汚れが底に溜まりやすい湖の形状に原因があります。河川の汚れは、家庭からの生活排水などが主な原因であるため、油ヶ淵の水質改善には、継続的な排水対策が必要です。
- 平成5年に、安城市、碧南市、西尾市、高浜市と愛知県で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立しました。毎年7月の「油ヶ淵浄化デー」では、油ヶ淵周辺や油ヶ淵に流入する河川の清掃活動を行っているほか、水質浄化に関する啓発活動などを続けています。

図 油ヶ淵の水質（COD）の推移



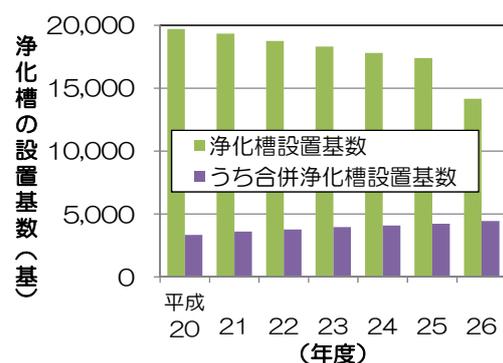
資料：平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果

図 下水道普及率



資料：平成 27 年度安城の統計

図 浄化槽設置基数



資料：平成 27 年度安城の統計

【課題】

油ヶ淵の汚れの原因となる生活排水対策を進めるとともに、水辺に親しむ機会を増やし、身近な水辺の水質環境の保全に努める必要があります。

⁴ 化学的酸素要求量のことで、湖沼の水の汚れの目安となります。

⁵ 浮遊物質量のことで、水の濁りの目安となります。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
2221 生活排水の改善	22211 合併処理浄化槽の設置や下水道への接続などにより、水質汚濁の主な原因となる生活排水対策を進めるとともに、水質保全への理解を進め、水質の監視に努めます。	環境首都推進課 下水道管理課 下水道建設課
2222 水辺への関心の向上	22221 水辺の生物とのふれあいや河川の美化活動などにより、水辺環境への関心を高めます。	環境首都推進課 維持管理課
	22222 県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵に親しむ機会をつくり、油ヶ淵の水質浄化や環境に対する関心を高めます。	環境首都推進課

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
各河川における水質（BOD ⁶ 値）及び油ヶ淵の水質（COD値）の環境基準達成箇所数	20箇所	21箇所
指標の見方		
水質に対する環境基準を満たしている地点の箇所数を示します。観測地点は、全21箇所です。		

環境コラム ～油ヶ淵～

油ヶ淵は長田川や半場川と高浜川の接続点にある愛知県唯一の天然湖沼です。油ヶ淵ができたのは比較的新しく、江戸時代の初めのころに、矢作川が運ぶ土砂によって三河湾の入り江が



せき止められて誕生しました。大きさは南北方向、東西方向に約2km、水深は平均で約3m、最も深いところでも5m程度と浅い湖です。

昭和30年代には流域の大半が水田や畑などの農地でしたが、近年は経済や産業の発展に伴い周辺地域の都市化が進みました。流域の都市化により、流入する水に含まれる汚れが増加したことが、油ヶ淵の水質悪化の原因と考えられます。

⁶ 生物化学的酸素要求量のことで、川の水の汚れの目安となります。



4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

(3) 農のある暮らしづくり ①農に親しむ環境づくり

環境の現状と課題

【現状】

- かつて「日本デンマーク」と呼ばれ、現在でも米、いちじく、梨などが県内でも有数の生産量を誇る安城市ですが、農業に従事する人は、平成 22 年の国勢調査によれば全体の 3%程度で、農業に関わる市民は多いとは言えません。
- 市民が「農」を身近に感じて、「農」を楽しむ「アグリライフ」の実現を目指した「安城アグリライフ構想」を推進しています。
- アグリライフ支援センターでは、農ある暮らしの人材育成の場として、野菜作りの講座や植え付け・収穫体験を実施しています。
- デンパーク近くの水田では、市民が参加して田んぼに様々な色に成長する稲苗を植えて絵を描く、ふれあい田んぼアートが行われています。
- 旬のものを利用すると、温度管理のためのエネルギー消費量が少ないうえ、栄養価が高くなります。さらに、地産地消を進めると、輸送のためのエネルギー消費が少なくすみます。
- 安城市では「食育推進計画」により、地産地消を推進しています。学校給食における地元農産物（青果物）の購入割合については、同計画の目標値である 40%を達成しています。
- 毎月第 4 土曜日には、中心市街地で行われるまちなか産直市で地元産の農産物を販売しています。平成 27 年 7 月から、同日を「地産地消の日」と設定し、積極的に啓発を行っています。

表 学校給食における地元農産物購入割合

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
43.0%	51.7%	49.1%	45.4%	47.5%

資料：農務課

【課題】

市民が農業に親しむ機会をつくるとともに、地元の農業への理解を深め、輸送や温度管理に使用するエネルギーの少ない食材を選ぶことにより、食に関する環境負荷の低いまちづくりを進める必要があります。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
2311 農に触れる機会の創出	23111 野菜作り講座の実施やふれあい田んぼアートの実施支援などにより、市民が農作業を体験する機会を創出します。	農務課
2312 地産地消の推進	23121 地元で生産された農産物を購入する場を支援するとともに、学校給食にも利用し、地元農産物を地元で消費する意義を伝え、地産地消を推進します。	農務課 総務課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
地元農産物を意識して購入する人の割合	21.9%	24.5%
指標の見方		
地産地消がどの程度市民に浸透しているかを知る目安になります。		

環境コラム ～環境に優しくおいしい地元の農産物を食べよう～

安城市の農産物では、米、小麦、大豆、いちじく、梨、チンゲン菜、きゅうりが県内でも有数の生産量を誇ります。特にいちじくは、栽培面積 28.0ha、梨は栽培面積 45.1ha で県下第 1 位（平成 25 年産）となっています。

近年では、下記のようなこの地域ならではの新品種も誕生しています。



甘ひびき

安城市で生まれた梨の新品種。早生品種で、糖度は 13 度以上と甘みが強い。水分を多く含み、大玉でジューシー、シャキシャキした食感が特徴。平成 22 年 3 月に品種登録され、平成 24 年より販売を開始。



きぬあかり

愛知県が開発した小麦の新品種。平成 27 年現在、安城市の小麦生産のうち 6 割を占める。穂が長く、収量が大変多い。うどんやきしめんに適した生地の強さとめんこシが出る。



4.2 暮らしと自然を守るまちをつくる

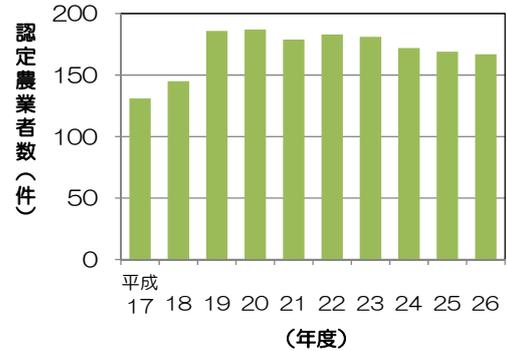
(3) 農のある暮らしづくり ②農と環境の保全

環境の現状と課題

【現状】

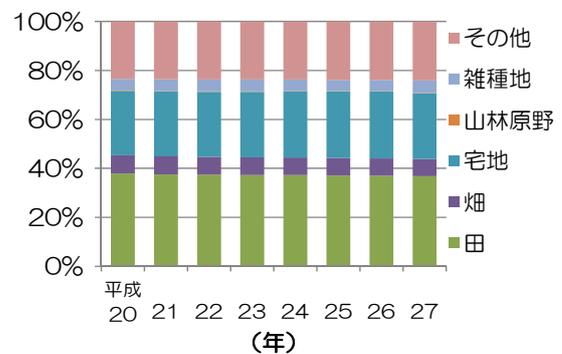
- ・安城市では「食料・農業・交流基本計画」により、環境保全型農業を推進しています。
- ・農業の自然循環機能の維持増進・地域環境保全等の取組みとして、持続的な農業生産方式に取り組むエコファーマーの育成、せん定枝のリサイクルを推進しています。
- ・安城市におけるエコファーマーの認定人数（延べ）は、平成 26 年度現在で 317 人です。
- ・農業における環境負荷の低減のため、農薬や化学肥料の使用量削減による持続可能な農業を推進しています。
- ・効率的・安定的な農業経営を目指して作成した農業経営改善計画を認定する認定農業者制度を実施しています。安城市における認定農業者数は、平成 26 年度現在で、167 人です。
- ・安城市域における田畑の面積は、全体の 4 割超ですが、近年ではやや減少しています。
- ・農地には、作物の生産以外に洪水を防ぐ機能、暑さを和らげる機能、生きもののすみかになる機能、癒しや安らぎをもたらす機能など、様々な機能があります。これらを、農地の多面的機能といいます。

図 認定農業者数の推移



注：認定農業者は、認定から 5 年で更新。
資料：農務課

図 土地の利用状況の推移



注：各年 1 月 1 日現在
資料：平成 27 年度安城の統計

【課題】

農薬や化学肥料の使用による農地からの環境負荷を低減しつつ、「農」への理解を深め、農地からの「恵み」を生かした快適な暮らしを守っていく必要があります。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
2321 農地の多面的機能の理解と活用の促進	23211 農地の多面的機能を生かし、生物多様性の学習の場として利用を促進します。	土地改良課 環境首都推進課
2322 農作業に伴う環境負荷の低減	23221 農薬や化学肥料を適正に使用することにより、農地を憩いの場、生物の生息の場として活用できる状態を維持します。	農務課

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
エコファーマー認定人数(延べ)	317人	327人
指標の見方		
環境への負荷を低減する持続性の高い農業生産方式を導入した農業者の数を示します。		

環境コラム ～農地の様々な機能～

農地には、作物の生産の場以外に、様々な機能があります。



協働プロジェクト③

きれいな街はきれいな心を育てる

現状と課題

平成26年度に実施した安城市の環境についてのアンケートでは、安城市が劣っている点として「ポイ捨てなどの環境マナー」を挙げている人が多いという現状がありました。

対策として、まず、捨てられたごみを拾ってきれいなまちにするという方法が考えられます。しかし今回は、なぜポイ捨てが起こるのかという原因について考えました。そこで、解決策として、ポイ捨てをしないという意識を育てるプロジェクトを提案します。

主な対象

- ・安城市の未来を担う子ども世代（未就学児～小学生程度）

プロジェクトの概要

ウォーキングとごみ拾いを兼ね備えたイベントを継続的に実施する。

- ・健康づくりをしつつ、ごみ拾いにより、「ポイ捨てしない意識」を育てる。
- ・ウォーキングコースの中に、「スタンプポイント」を設置するなど、ゲーム感覚でイベントを楽しめるよう工夫する。
- ・ポイ捨ての現状の説明やクイズを実施し、楽しんで学べる機会を作る。
- ・スタンプを集めた特典として景品を進呈する。

実施に向けて

- ・プロジェクトの実行に向けて、市民・事業者・行政それぞれの役割は、下記のとおりとなります。





協働プロジェクト④

半場川でもっと遊ぼうよ！！

～半場川の原風景を残しつつ、人が集まる場所に～

現状と課題

近年では、水辺に来る人が少なくなり、水辺に親しむ機会が減少しています。その原因としては、水辺が安全ではないこと、水辺がきれいではないこと、そして水辺での遊び方を知らないことが挙げられます。

今回は、これら3つの原因を解決して、水辺を訪れる人の増加を目指すプロジェクトを提案します。水辺を訪れる機会を提供することで、水をきれいに保つ心の醸成を図ります。

主な対象

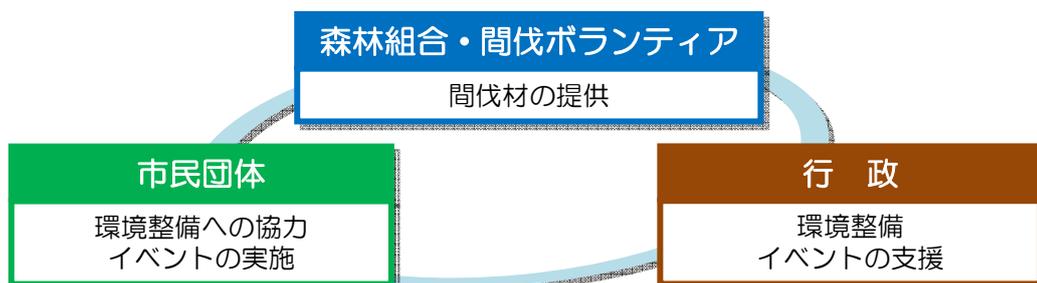
- ・水辺で遊んだ経験のない安城市民（特に親子）

プロジェクトの概要

何をするか	どうするか
①安全にする	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺へ安全にたどり着けるよう環境整備を行う（間伐材を利用した遊歩道など）。 ・半場川でイベントを行っている既存の団体と協力する。
②きれいにする	<ul style="list-style-type: none"> ・木や花を植える（可能な限り在来種の植物を利用する）。 ・水辺の清掃活動をする。
③遊び方を教える	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺で遊ぶイベントを開催する。 ・告知や協力者の募集にインターネットを活用する。

実施に向けて

- ・プロジェクトの実行に向けて、市民・事業者・行政それぞれの役割は、下記のとおりとなります。



4.3 資源が循環するまちをつくる

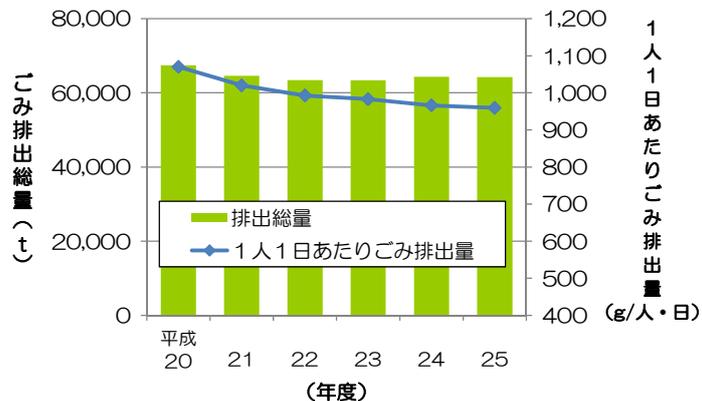
(1) 資源の循環 ① 2R（リデュース・リユース）の推進

環境の現状と課題

【現状】

- ごみの排出総量は減量活動により平成21年度に大きく減少しました。その後は人口が増加していますが、その水準を保っています。市民1人1日あたりの排出量に換算すると微量ですが、減少傾向にあります。
- 日常生活や事業活動などでの環境負荷低減のため、二酸化炭素排出量の削減、資源循環、ごみ減量に向けた取組みとしてレジ袋削減を市内店舗の協力を得ながら進めてきたことにより、マイバックが定着してきています。
- ごみを出さない工夫や物を大切に使うこと、必要な人に使用してもらうなど、まちかど講座を通して啓発に努めています。
- 安城市では、粗大ごみなどの中でリユース可能な家具や食器、おもちゃなどを販売することで、「もったいない」という意識を持ってもらうなど、リユースの啓発に努めています。
- 環境負荷の少ない料理方法、片付け方法であるエコクッキングを学ぶ講座を開催しています。
- 安城の夏を代表するイベント「安城七夕まつり」では、竹飾りとして大量の竹を使用しています。その竹の一部は、他のイベントの資材として利用したり、竹炭に加工されたりして活用されています。
- 不要となった図書館資料を、公民館まつりや図書館除籍本フェアで市民に無料で配布し、再利用しています。

図 ごみの処理量



注：ごみ排出総量は、収集量、直接搬入量、集団回収量の合計である。

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
（平成20年度～平成25年度）

【課題】

ごみにしないという2R（発生抑制：リデュース、再利用：リユース）に対する、排出者の意識を醸成するための活動を推進していく必要があります。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
3111 家庭ごみのリデュースの促進	31111 料理を通じて、家庭から出るごみで最も多い生ごみを減らす方法について周知します。	環境首都推進課
3112 ごみのリユースの促進	31121 市で収集したごみのうち、リユース可能なものを販売したり、安城七夕まつりで発生した竹飾りを再利用したりすることで、リユースについて啓発します。	ごみゼロ推進課 商工課
3113 除籍本コーナーの常設と本のリユースの促進	31131 (仮称) 図書情報館の整備を機に、情報拠点施設1階に「除籍本コーナー」を常設し、不要となった図書館の除籍本や市民からの持ち寄り本などを提供します。また、公民館等での除籍本配布イベントを拡充します。	中央図書館

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値	目標値
	(平成26年度)	(平成32年度)
2Rの啓発回数	24回/年	36回/年
指標の見方		
ごみを減らす取組みを広げるための様々な啓発活動の回数です。		

環境コラム ～なぜ2R?～

循環型社会を構築するためには、3R(リデュース、リユース、リサイクル)が不可欠であり、特にリデュースとリユースの2Rを一層進めることが「使う側」にも「作る側」にも求められています。2Rの中でもリデュース、リユースの順番、つまり「要らないものは買わない」(発生抑制)を最初に取り組みと効果的です。

不要になったものを、再び同じ状態で使うことをリユースというのに対し、リサイクル(再生利用)は、いったん資源の形まで状態を変えることをいいます。

例えばガラス瓶の場合、洗ってそのまま使うのはリユースで、砕いて溶かしてから再びガラス瓶にするのがリサイクルです。洗ってもう一度使うと、砕いたり溶かしたりするために使うエネルギーが不要になり、環境への負荷が少なくなります。

最近、資源の収集品目や収集場所が増えて、「資源ごみに出すからいいや」と買い物時に意識することが減ったのではないのでしょうか。循環型社会形成推進基本法が施行された平成13年から10年以上が過ぎました。ここで原点に戻って、ごみを減らすために一人ひとりができることをやってみませんか。



4.3 資源が循環するまちをつくる

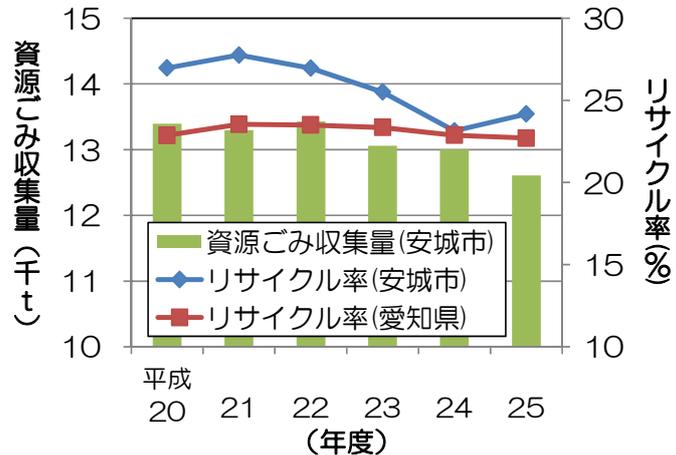
(1) 資源の循環 ②リサイクルの推進

環境の現状と課題

【現状】

- 資源ごみは、ごみステーションや地域の集団資源回収の他、資源ごみの拠点回収施設である総合リサイクルステーション（エコらんど）及び市内6か所のリサイクルステーションで回収しています。
- 資源ごみの収集量は、平成22年度まで横ばいでしたが、近年は減少傾向にあります。そのうち、古紙・古着の回収量の減少傾向が強く、原因としては紙媒体の減少や民間での回収の増加などが考えられます。
- 不燃ごみや粗大ごみとしてリサイクルプラザに搬入されたごみの中から、資源化できるものを選別し、再資源化しています。
- せん定枝をせん定枝リサイクルプラントで回収し、堆肥化による再資源化をして配布しています。
- 燃やせるごみを焼却した後に発生する焼却灰を再生処理し、熔融スラグとして公共工事等に活用しています。
- 学校給食の残さを堆肥化し、活用しています。
- 安城市のリサイクル率は、愛知県全体より高い水準を保っていますが、徐々に低下する傾向が見られます。

図 資源ごみ収集量とリサイクル率の推移



注：リサイクル率

$$= \text{総資源化量} \div (\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

「総資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」、「直接搬入ごみ減量」、「集団回収量」の合計値をいう。

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
（平成20年度～25年度）

【課題】

引き続き資源の回収システムの維持と、排出者のリサイクルに対する意識を高め、リサイクルの輪を広げていく必要があります。



●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
3121 資源収集拠点・利用 施設の運用	31211 資源収集における市民の活動を支援します。	ごみゼロ推進課
	31212 資源の拠点回収施設や処理施設の効率的な運用を進め、廃棄される資源の回収に努めます。	ごみゼロ推進課
3122 市の事業におけるリ サイクル推進	31221 ごみの焼却灰の溶融化や給食の残さの堆肥化などにより、市の事業において発生するごみを再生し、資材としての利用を進めます。	ごみゼロ推進課 総務課

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成32年度)
一般廃棄物の再生利用（リサイクル）率	24.2%	25.5%
指標の見方		
ごみの排出総量に占める資源の割合を示します。		

環境コラム ～資源ごみがこんなものに変身～

身近なものの中に、資源ごみをリサイクルしてできたものがたくさんあるのを知っていますか。その一例を紹介します。

資源ごみの種類	リサイクルしてできたもの
新聞	新しい新聞、雑誌など
雑誌・雑がみ	お菓子・洗剤の箱など
ダンボール	トイレットペーパーの芯、ダンボールなど
牛乳パック	トイレットペーパー
アルミ缶	アルミ製品、電気製品、自動車の部品など
スチール缶	スチール缶、鉄製品など
びん	びん、ガラス製品、建築資材（断熱材・舗装材）など
ペットボトル	ペットボトル、作業服、運動靴、洗剤の容器など
プラスチック製容器包装	ペンやのりなどの文房具の容器、公園のベンチやブランター、樹脂製ウッドデッキなど
古布・古着	工場用ウエス（ぞうきん）、自家用車の防音材など



4.3 資源が循環するまちをつくる

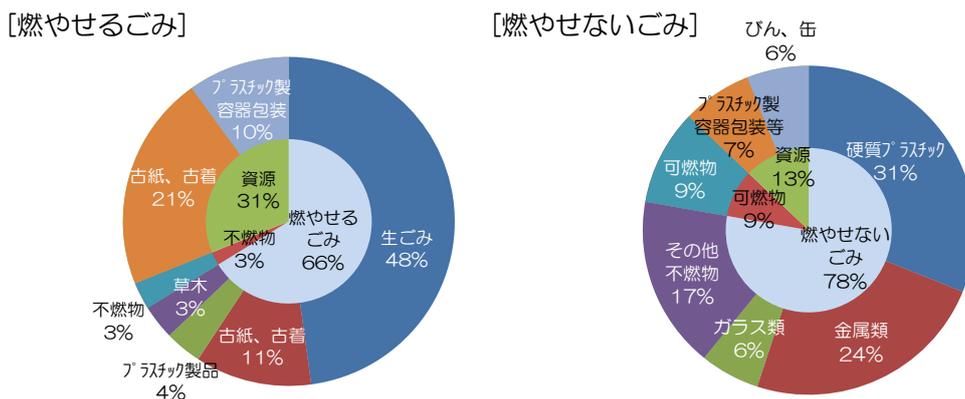
(2) ごみ減量の推進 ①ごみ分別、減量の徹底

環境の現状と課題

【現状】

- ・安城市では、ごみを処理方法に応じ分別して出すことにより、適正処理の推進と焼却処理や埋立て処分などの最終処分量の削減を図っています。
- ・家庭から出されるごみ袋の中には、分別区分の違うものや資源として利用できるものが混入しています。
- ・ごみの適正分別のため、「家庭ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」「ごみカレンダー」を全戸配布するとともに、町内会及び各種市民団体等と共催により、市民を対象としたごみの減量や分別の必要性について説明会の開催や、各町内会に地域クリーン推進員⁷を配置し、地域住民への分別指導を実施しています。
- ・家電リサイクル法対象品は、市の処理施設では処理ができないことや廃棄時に処理費用を使用者が負担しなければならないことから、不法投棄されることがあり、平成26年度の不法投棄数は169件でした。
- ・環境クリーンセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物の搬入物検査の実施と事業者向けガイドブックの配布により、市の施設では処理することのできない産業廃棄物の混入防止を図っています。
- ・平成9年に完成した可燃ごみの焼却施設をはじめ処理施設は、長期使用を目指して老朽化対策が必要となっています。

図 ごみの組成（平成26年度 重量比）



注：市内6箇所（街部（商店街地区）2箇所・住宅部2箇所・農村部2箇所）のごみステーションに出されたごみ袋の中身を調査。

資料：ごみゼロ推進課

【課題】

排出者がごみの分別の重要性を再認識し、ごみ分別、減量への行動が推進するよう、引き続き啓発と活動を支援していく必要があります。

⁷排出者への分別指導、地域住民に対するごみ分別・減量に関する情報提供などの役割があり、各町内会に設置されています。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
3211 ごみ減量の徹底	32111 家庭における様々な生ごみ処理の方法を、講習会や処理機器購入の補助などを通じて支援します。	ごみゼロ推進課
	32112 事業系ごみの搬入状況を確認することにより、産業廃棄物の混入を抑制し、処理施設での処理量を削減します。	ごみゼロ推進課
3212 活動の支援	32121 地域のごみ分別・ごみ減量活動を、職員の派遣や資材提供、情報提供等により支援します。	環境首都推進課 ごみゼロ推進課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
1人1日あたりの最終処分量	92g	88g

指標の見方

ごみを処理した後の埋め立て処分する量を人口1人1日あたりに換算した数値です。

環境コラム ～知っていますか？ごみの分別方法～

ごみステーションに出されたごみ袋の中身を調査する組成分析（前頁図 ごみの組成）では、燃やせるごみとして出されたごみの中に、再生可能な資源ごみが3割もあるという結果が出ています。資源ごみである古紙・古着、プラスチック製容器包装を正しく分別すれば資源となり、燃やせるごみも減らすことができます。

また燃やせるごみの半分を占める生ごみも、生ごみ処理機を使うなどの工夫により減量が可能です。

ごみの分別方法は、「家庭ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」に掲載されています。正しいごみの分別で、ごみの減量に取り組みましょう。

この本の見かた	P.1
燃やせるごみ	P.3 01
燃やせないごみ	P.5 02
資源ごみ ◆プラスチック類 資源物類	P.7 03
資源ごみ ◆古紙・古着 ◆資源物類	P.9 04
資源ごみ ◆古紙・古着	P.11 05
せん定枝	P.13 06
県産特産品 ◆ペットボトルほか	P.15 07
粗大ごみ	P.17 08
市で 処理しないごみ	P.19 09
ごみだす (ごみの分別・資源)	P.21
ごみと資源のQ&A	P.27
ごみ関連施設の ご案内	P.29-



4.3 資源が循環するまちをつくる

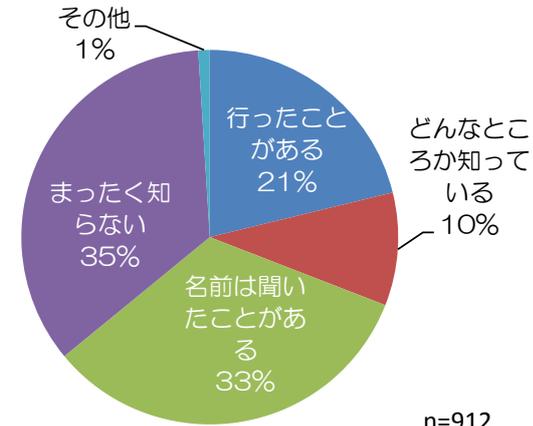
(3) 水循環の保全 ①水資源の保全と意識の向上

環境の現状と課題

【現状】

- 安城市内で使用している上水道、農業用水、工業用水は、主に矢作川を水源としています。そして、その矢作川の源流の一部は、豊田市の北に隣接する、人口 1,000 人余の長野県下伊那郡根羽村にあります。
- 根羽村をまったく知らないという人が全体の3分の1あり、水資源の保全を踏まえ、継続的な啓発・交流活動が必要です。
- 現在、矢作川水源の森分収育林事業の他に、根羽村で自然教室の実施、根羽村の中学生を七夕まつりへ招待、根羽村の植樹祭への参加などの交流を行っています。
- 安城市内の環境活動団体との共催により、毎年、水源林の保全や上下流交流など流域社会について考えるフォーラムが開催されています。
- 平成27年7月7日には、根羽村を会場として「水環境の保全と流域社会の持続可能な発展」をテーマとした中部環境先進5市サミット⁸を開催し、持続可能な流域社会の形成に向けた取組みについての宣言「根羽宣言」を表明しました。

図 根羽村の認知状況



資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート



根羽村で開催された中部環境先進5市サミット

【課題】

水を通じた交流の歴史を踏まえ、引き続き根羽村との交流を深め、水源の森を大切にしていける気持ちを育てていく必要があります。

⁸中部地方の環境先進市である多治見市（T）、安城市（A）、新城市（S）、掛川市（K）、飯田市（I）が連携する枠組みです。それぞれの市の頭文字をとった愛称を「TASK I（タスキ）」といいます。平成22年から年に1回、各市の持ち回りにより、各市の首長が一同に会し、環境をはじめとした様々な分野に関するテーマについてのサミットを実施しています。



●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
3311 水源の森への意識の向上	33111 根羽村と共同して矢作川上流地域の水資源の かん養と森林保護育成を進めます。	財政課
	33112 自然体験などのイベントを通じて、根羽村を はじめとする矢作川上流地域と交流し、流域に 関わる住民が相互理解を深めることで、水源の 保全に対する意識を高めます。 小学校の授業や自然教室を通じて、水源の保 全についての学習を実施します。	環境首都推進課 学校教育課
3311 明治用水に関する学 習の推進	33121 明治用水と安城市の歴史について学習し、安 城の発展における水資源の重要性について認識 することで、水源の保全に対する意識を高めま す。	環境首都推進課 学校教育課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
水源地である長野県根羽村に対する市民の認知度	31%	50%
指標の見方		
安城市にとっての主な水源地である長野県根羽村に対する市民の認知度を示しています。 根羽村を知ることが、水源に対する意識の向上につながります。		

環境コラム ～水源のかん養と森林～

根羽村の森林は、スギ・ヒノキの植林が中心です。これらの植林地では、適切な間伐を行わないと、節ができて木材として価値が下がるほか、木が「もやし」のようにひょろ長くなり、台風や大雪の際に木が倒れやすくなります。また、木が密集して林内が暗くなるため下草が生えず、雨により表土が流れ出てしまい、降った雨を地面に蓄える能力が低下してしまいます。

水源の森の機能を活かすためには、適切な手入れが必要で



間伐されていない林



適切な間伐をした林



協働プロジェクト⑤

ごみ減量!! このひと手間で変わる

現状と課題

燃やせるごみを減量することで、焼却に伴う二酸化炭素の排出が抑制され、地球温暖化防止につながります。家庭から出る燃やせるごみの袋の中身は、生ごみが重量の半分を占めています。つまり、生ごみを減らすことで、燃やせるごみが減っていくのです。また、ごみの減量は、ごみ処理費の削減にもつながります。

そこで今回は、生ごみの削減につながるプロジェクトを提案します。

主な対象

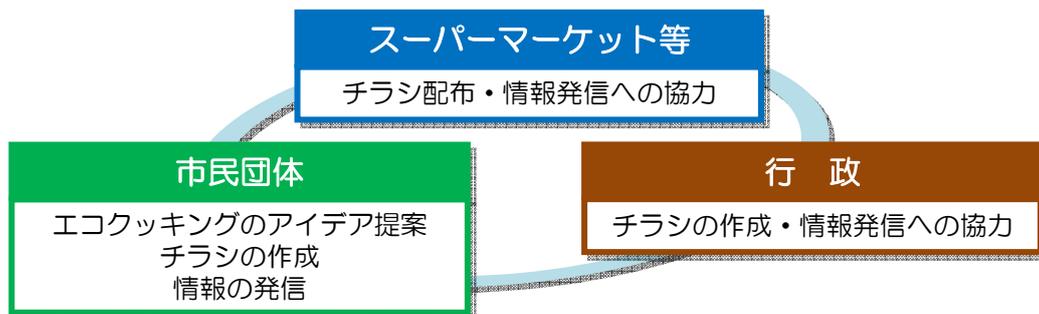
- ・家庭で炊事をする人

プロジェクトの概要

何をするか	どうするか
①チラシの作成	4年生教材(副読本)の「ごみとわたしたち」等を参考にし、冷蔵庫などに貼れるようなチラシを作成し配布する
②生ごみ減量化の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しをしない工夫を発信 ・エコクッキングの提案 ・スーパーマーケット等と協働し、エコクッキングのレシピを発信 ・生ごみ処理に関する補助制度や手法について啓発 ・安城市が発行する広報紙等を活用してPRを行う

実施に向けて

- ・プロジェクトの実行に向けて、市民・事業者・行政それぞれの役割は、下記のとおりとなります。





協働プロジェクト⑥

根羽村グリーンツーリズム

～水源地の保全に携わり、水源の恩恵を後世に伝える～

現状と課題

安城市の農業と産業を支える矢作川。その上流に位置する長野県根羽村と安城市は、長年に渡る交流の歴史があります。しかし、今、根羽村の過疎化や高齢化が進み、水源を守る森林を保全する担い手が減少している現状があります。

水資源の大切さについて認識する機会が少ない現在、普段から水源の恩恵を享受している私達は、水が使えることが当たり前になっているのではないのでしょうか。今回は、水を使うときに「当たり前でない水源の恩恵」に想いが至り、水源地の保全に携わる人を増やして、生活の質の向上につながる文化を街に根づかせるプロジェクトを提案します。

主な対象

- すべての人、滞在型に参加する人については比較的時間に余裕があり、根羽村との交流を深めたい人

プロジェクトの概要

根羽村に滞在して森林保全事業のお手伝い

市民団体や行政が実施する既存事業に加えて、新規事業（根羽村の「食」を楽しみ、間伐などの簡単な保全活動をする）を実施

- 根羽村との交流
- 森林保全のお手伝い

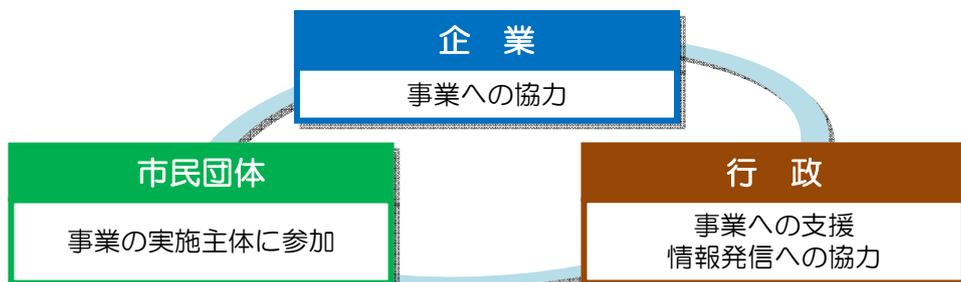
参加者から参加者以外の人に伝え、広げる

体験者の感想や気付きを広報紙や新聞、マスメディア等を通じて発信

- より多くの人へ水の恩恵に気付いてもらう

実施に向けて

- プロジェクトの実行に向けて、市民・事業者・行政それぞれの役割は、下記のとおりとなります。



4.4 市民みんなが行動するまちをつくる

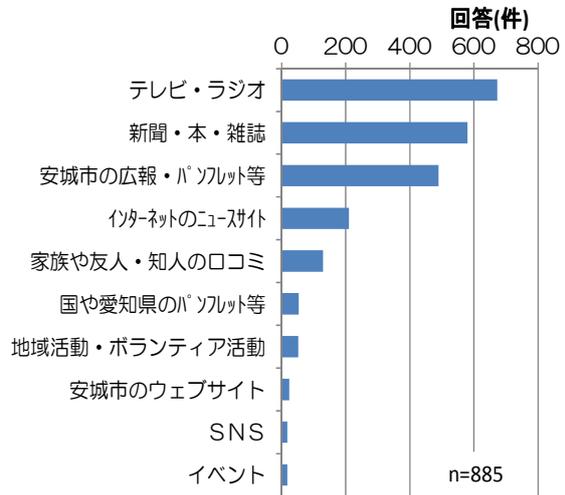
(1) 次代につなぐ人づくり ①環境学習の推進

環境の現状と課題

【現状】

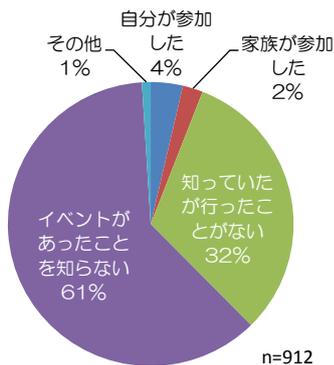
- ・図書館における読み聞かせの他、保育園・幼稚園、児童センター、小学校等で子どもに対する環境学習を実施しています。
- ・環境アドバイザー⁹、まちづくり人材¹⁰やコーディネーター等の養成講座により、環境学習が実施できる人材を育成しています。
- ・環境問題に対する情報源は、テレビや新聞のほか、安城市の広報紙等を半数以上の方が回答していることから、今後も活用していきます。
- ・市内の環境関係イベントへの参加は、イベントがあったことを知らない人が半数以上いることから、情報発信の強化について検討が必要です。
- ・秋葉いこいの広場環境学習センター「エコきち」で体験講座やイベントを行っていますが、エコきち自体の認知度が低い現状があります。

図 環境問題の情報を得る主な手段



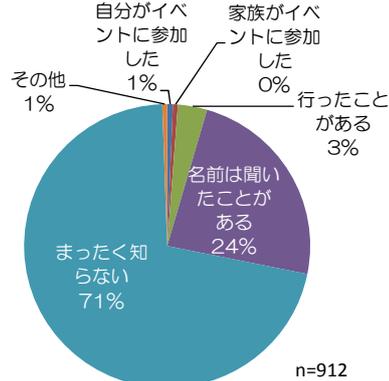
資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート

図 市内の環境関係イベントへの参加



資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート

図 秋葉いこいの広場環境学習センター「エコきち」



【課題】

環境学習を進めるために、人材や施設などの貴重な資源を生かして、環境学習の機会を増やしていく必要があります。

⁹専門的、先進的な知識や技術を持ち「環境アドバイザー」として登録された方のことで、小中学校における総合学習や地域における学習会等に市から派遣される制度があります。

¹⁰ 協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを身につけた人材のこと。

●●●●● 施策の展開 ●●●●●

施策名	施策内容	担当課
4111 環境学習の推進	41111 保育園・幼稚園・児童センターで、環境に関する講座等を実施し、未就学児に対する環境学習の機会を創出します。	子育て支援課 子ども課 環境首都推進課
	41112 小学校で、環境に関する授業や環境関連施設の見学等を実施し、児童に対する環境学習の機会を創出します。	環境首都推進課 ごみゼロ推進課 学校教育課
	41113 公民館や図書館等で、環境に関するイベントや講座を実施し、市民に対する環境学習の機会を創出します。	環境首都推進課 ごみゼロ推進課 生涯学習課 中央図書館

第4章
基本的施策

●●●●● 成果指標と目標 ●●●●●

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
環境に関するイベントや講座への参加率	5.9%	20%
指標の見方		
市民の環境に関するイベントや講座への参加率を示します。		

環境コラム ～エコきちのイベント～

秋葉いこいの広場環境学習センター「エコきち」は、身近な自然や環境問題について、体験講座や催しを通じて気軽に楽しく学べる施設です。子どもから大人まで楽しめる、環境に関する催しを行っています。



市民環境講座



秋葉公園での自然教室



エコ工作

基本目標④



市民みんなが行動するまちをつくる

4.4 市民みんなが行動するまちをつくる

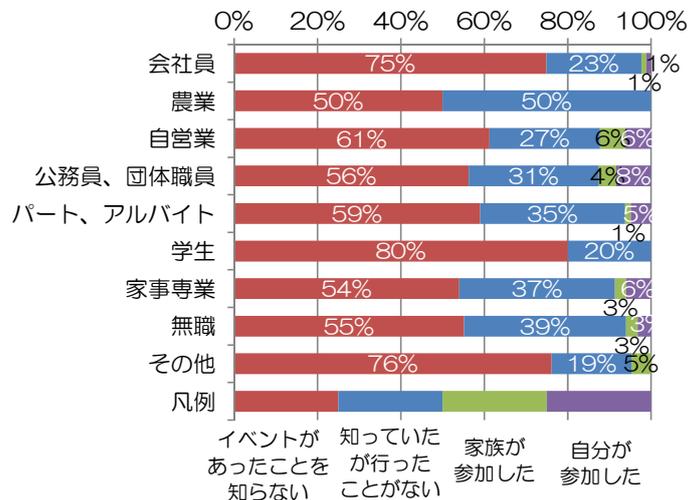
(2) 参加と協働の推進 ① 多様な主体による環境活動の推進

環境の現状と課題

【現状】

- 環境関係のイベントは特に会社員の認知度が低く、周知する必要があります。
- 「公務員、団体職員」は地球温暖化対策をすでに実行している人の割合が高い一方で、その他の職業は概ね 10% 未満であり、これらの人々を巻き込む仕組みが弱いのが現状です。

図 市内の環境関係のイベントへの参加



資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート

- 環境に対して専門的、先進的な知識や技術を持つ

人を登録し、環境学習に派遣する「環境アドバイザー制度」は、市民の認知度が低く、活躍する機会が限られています。知識や経験を市民へ伝える場を増やすために、「環境アドバイザー制度」そのものを周知する必要があります。

図 地球温暖化防止について

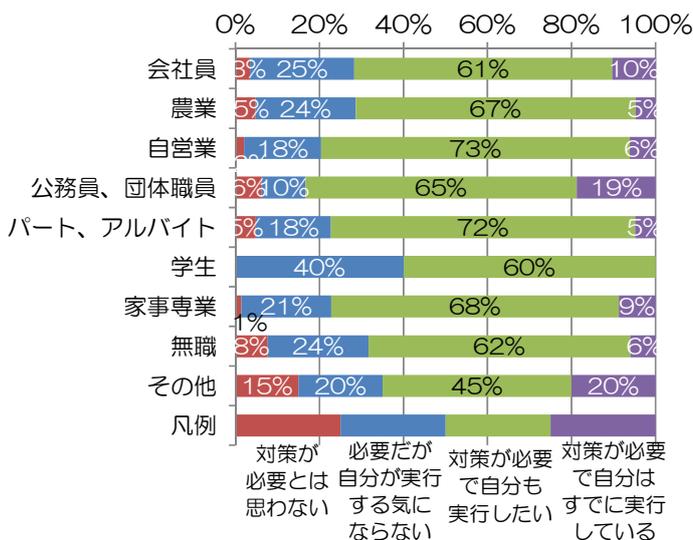
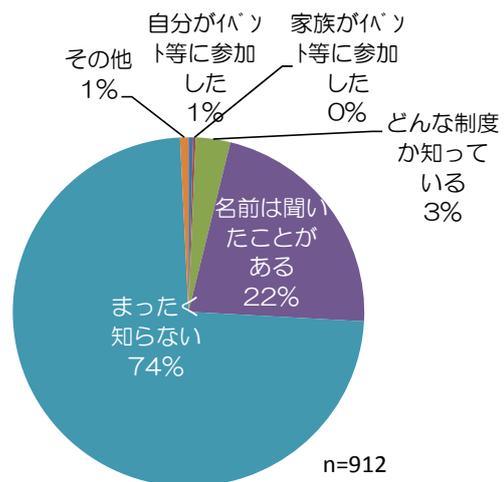


図 環境アドバイザー制度について



資料：平成 26 年度安城市の環境についてのアンケート

【課題】

環境基本計画を進めるために、環境活動へ関心を持ち、参加・協働で取り組むことができる市民を増やしていく必要があります。

●●●● 施策の展開 ●●●●

施策名	施策内容	担当課
4211 多様な主体との連携	42111 環境学習施設を活用し、環境団体や環境アドバイザーが、市民に対して環境に関する情報を提供できる機会を創出します。	環境首都推進課
	42112 環境団体との協働によるイベント等の開催や環境学習講座への環境アドバイザーの派遣により、市民に環境に関する情報を提供します。	環境首都推進課

●●●● 成果指標と目標 ●●●●

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
協働による環境づくりに対する満足度	36.9%	60%
指標の見方		
環境学習施設を活用した環境学習や、環境団体・環境アドバイザーとの協働による講座やイベント等、多様な主体が実施する環境活動に対する市民の満足度を示しています。		

環境コラム ～環境アドバイザー制度～

環境に関する知識のある人、環境についての知識を子どもたちや地域の人と共有したいと考えている人、環境学習に興味のある人を「環境アドバイザー」として登録し、環境学習やイベントの際に講師として派遣する制度を「環境アドバイザー制度」といいます。「環境アドバイザー」は、2年に1回、新規募集を行っており、登録の前には、基礎的な知識や技術を身につけることができる養成講座を実施しています。また、登録後もスキルアップ講座を実施し、資質の向上を図っています。

平成27年度に29人の環境アドバイザーが登録され、小学4年生の清掃施設見学（クリーンバス）、小学校や公民館の環境学習講座などで活躍します。



今池小学校放課後子ども教室での環境学習講座



環境アドバイザーが受講するスキルアップ講座



第5章 計画の推進と進行管理

5.1 推進体制の整備

環境基本計画を推進するためには、事業を確実に行うことのできる推進体制を整備するとともに、これに連携する市民や市民団体、各種団体や事業者、行政機関などと事業を協働して推進する体制を確立する必要があります。

【市】

市においては、市長のもと、事務局を中心に庁内関係各課の横断的な調整を行い、多様な事業を全庁的に推進します。事務局は、環境首都推進課とします。

なお、事業の実施状況の把握には、EMS（環境マネジメントシステム）を活用します。

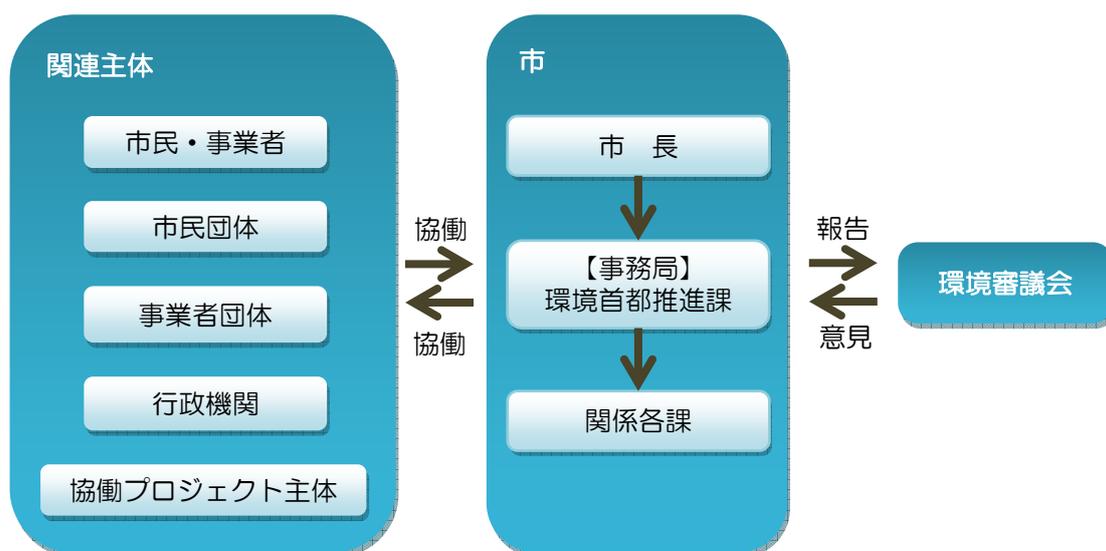
【関連主体】

協働プロジェクトの実施団体や認定特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょうなど市民団体と連携して事業を推進します。

【審査機関】

年次報告書や施策の進捗状況を調査審議する機関として、安城市環境基本条例第22条の規定に基づき、安城市環境審議会を置きます。

環境審議会は、施策や事業計画の諮問・答申機関として、また事業評価に対する客観的な意見を述べる組織とします。



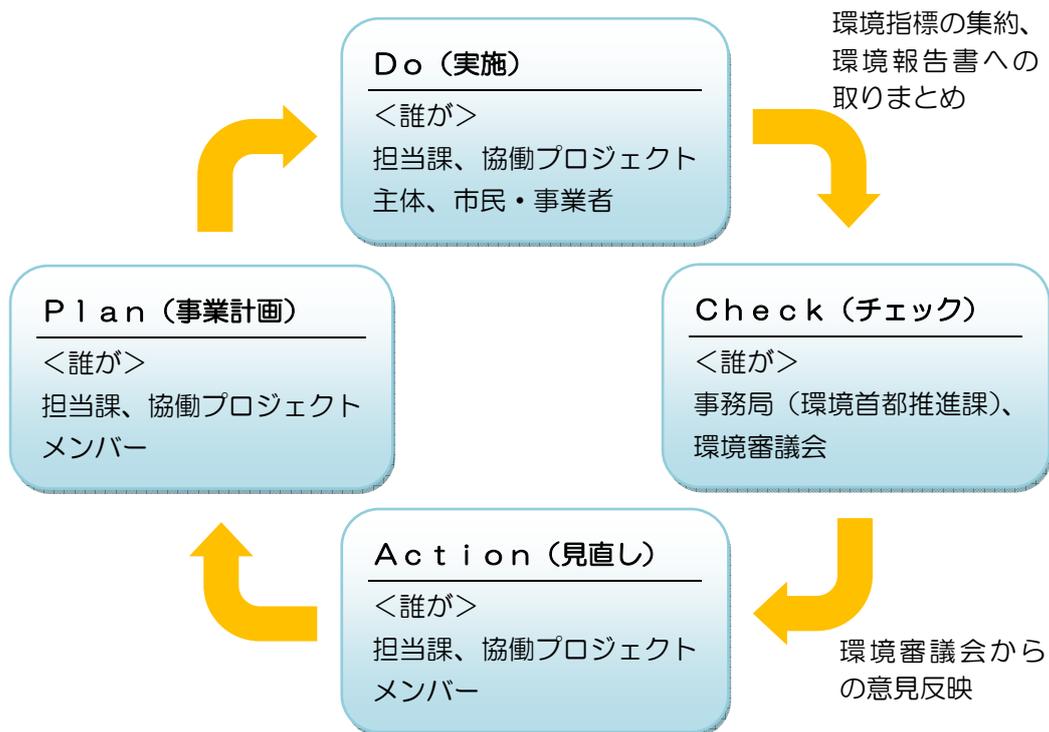
5.2 協働による推進

計画を推進するためには、市だけでなく、市民、事業者等も共通の目標に向けて参画するとともに、お互いが連携、協働していくための仕組みが必要です。市民団体や計画改定にあたり開催したワークショップの参加者などと連携しながら、計画の推進や協働プロジェクトの推進に努めていきます。

5.3 市の事業の進行管理

事務局（環境首都推進課）が、EMSを活用して各課の事業の進捗状況について評価を実施し、施策・事業等の推進を図ります。また、計画の着実な推進を図り、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルにおいて指標を利用して施策を評価し、継続的な改善と推進を図ります。

EMSによる事業の実施状況と成果指標の状況は、毎年、「環境報告書」を通じて公表します。



● 基本的施策と成果指標一覧

基本目標1 低炭素なまちをつくる

分野別目標	基本的施策	指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
エネルギーの効率的な利用	省エネルギーの推進	1人1日あたり家庭用電気使用量	5.56kWh	5.47kWh
	エネルギーの地産地消の推進	市内での再生可能エネルギーによる発電容量の合計	30,100kw	66,000kw
適切な交通手段の選択	環境に優しい自動車の利用促進	安城市内における次世代自動車普及台数	49台	500台
	自転車の利用促進	市内の移動で自転車を利用する人の割合	8.6%	9.5%
	公共交通機関の利用促進	公共交通機関に対する満足度	49.4% (平成27年度)	54%
環境と調和した事業活動の促進	事業者の取組み支援	環境配慮に関する行動や事業活動を行った事業者数	75件	80件

基本目標2 暮らしと自然を守るまちをつくる

分野別目標	基本的施策	指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
快適な暮らしの実現	公害の防止	大気、土壌、騒音、ダイオキシン類に係る環境基準達成箇所数	32箇所	32箇所
	安全・安心で快適な生活環境の向上	安城市を環境に関するマナーが良いまちと感じる人の割合	4.5%	20%
	緑あふれる美しい都市景観づくり	樹高が3m以上になる樹木の本数	139,538本	148,000本
自然との共生	生物多様性の保全	生物多様性に関する活動を実施した回数	20回	25回
	水辺の環境保全	各河川における水質(BOD値)及び油ヶ淵の水質(COD値)の環境基準達成箇所数	20箇所	21箇所
農のある暮らしづくり	農に親しむ環境づくり	地元農産物を意識して購入する人の割合	21.9%	24.5%
	農と環境の保全	エコファーマー認定人数(延べ)	317人	327人

基本目標3 資源が循環するまちをつくる

分野別目標	基本的施策	指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
資源の循環	2R(リデュース・リユース)の推進	2Rの啓発回数	24回/年	36回/年
	リサイクルの推進	一般廃棄物の再生利用(リサイクル)率	24.2% (平成25年度)	25.5%
ごみ減量の推進	ごみ分別、減量の徹底	1人1日あたりの最終処分量	92g	88g
水循環の保全	水資源の保全と意識の向上	水源地である長野県根羽村に対する市民の認知度	31%	50%

基本目標4 市民みんなが行動するまちをつくる

分野別目標	基本的施策	指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
次代につなぐ人づくり	環境学習の推進	環境に関するイベントや講座への参加率	5.9%	20%
参加と協働の推進	多様な主体による環境活動の推進	協働による環境づくりに対する満足度	36.9% (平成27年度)	60%

資料編

【環境基本計画の策定経過】

年度	年	月	会議等	
平成 26	平成 26	12月	環境審議会開催（諮問）	第 1 回
	平成 27	3月	環境審議会開催	第 2 回
平成 27	平成 27	5月	環境審議会分科会開催	第 1 回
		6月	環境審議会分科会開催	第 2 回
			環境基本計画改定研究部会開催	第 1 回
		7月	環境審議会開催	第 1 回
		8月	環境基本計画検討ワークショップ開催	第 1 回
			環境基本計画改定研究部会開催	第 2 回
			環境基本計画検討ワークショップ開催	第 2 回
		9月	環境基本計画検討ワークショップ開催	第 3 回
			環境基本計画改定専門委員会開催	第 1 回
		10月	環境基本計画検討ワークショップ開催	第 4 回
			環境基本計画検討ワークショップ開催	第 5 回
		11月	環境基本計画改定研究部会開催	第 3 回
			環境基本計画改定専門委員会開催	第 2 回
			環境審議会開催	第 2 回
12月	環境基本計画検討ワークショップ開催	第 6 回		
	環境審議会開催	第 3 回		
平成 28	1月	パブリックコメントの実施 (1月4日～2月3日)		
	2月	環境基本計画改定専門委員会開催	第 3 回	
	3月	環境審議会開催	第 4 回	

第1章

第2章

第3章

第4章

基本的
施策基本
目標①基本
目標②基本
目標③基本
目標④

第5章

【諮問・答申】

【審議会委員（敬称略）】

■平成27年10月19日まで

氏名		役職名等	所属分科会
◎	鳥居 保	安城市町内会長連絡協議会会長 御幸町内会長	生活環境
○	杉浦 朗	あいち中央農業協同組合 営農企画部長	生活環境
	竹内 恒夫	名古屋大学大学院 環境学研究科教授	低炭素
	飯尾 歩	中日新聞論説委員	生活環境
	永田 秀和	特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会 代表理事	資源循環
	細井 英治	安城市商店街連盟会長	低炭素
	加藤 辰雄	榎前環境保全会	生活環境
	神谷 輝幸	特定非営利活動法人 地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう 理事長	生活環境
	竹内 清晴	明治用水土地改良区 事務局長	生活環境
	中西 満	愛三工業株式会社 安城工場 工場管理部 参事	低炭素
	山田 茂範	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 安全環境部次長	低炭素
	片桐 徹	東伸運輸株式会社 代表取締役副社長	低炭素
	小林 秀樹	山崎製パン株式会社 安城工場 工場長	資源循環
	片桐 浩	ユニー株式会社 アピタ安城南店 店長	資源循環
	杉浦 ひろ子	安城市消費生活団体代表	資源循環
	石川 佳寿子	市民代表	資源循環
	中島 英雄	市民代表	低炭素

◎会長 ○副会長

注：役職名等は策定当時のもの。

■平成 27 年 10 月 20 日以降

氏名		役職名等	所属分科会
◎	鳥居 保	安城市町内会長連絡協議会会長 御幸町内会長	生活環境
○	杉浦 朗	あいち中央農業協同組合 営農企画部長	生活環境
	竹内 恒夫	名古屋大学大学院 環境学研究科教授	低炭素
	飯尾 歩	中日新聞論説委員	生活環境
	永田 秀和	特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会 代表理事	資源循環
	細井 英治	安城市商店街連盟会長	低炭素
	加藤 辰雄	榎前環境保全会	生活環境
	神谷 輝幸	特定非営利活動法人 地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう 理事長	生活環境
	竹内 清晴	明治用水土地改良区 事務局長	生活環境
	山田 茂範	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 安全環境部次長	低炭素
	片桐 徹	東伸運輸株式会社 代表取締役副社長	低炭素
	齋木 馨	山崎製パン株式会社 安城工場 総務課長	資源循環
	片桐 浩	ユニー株式会社 アピタ安城南店 店長	資源循環
	杉浦 ひろ子	安城市消費生活団体代表	資源循環
	石川 佳寿子	市民代表	資源循環
	中島 英雄	市民代表	低炭素

◎会長 ○副会長

注：役職名等は策定当時のもの。

【庁内組織】

所属	専門委員会		研究部会	
	役職	氏名	役職	氏名
秘書課	課長	宮川 守	係長	杉浦 庄太郎
企画政策課	課長	神谷 澄男	課長補佐	仲道 雄介
経営管理課	課長	加藤 浩明	課長補佐	横手 憲治郎
財政課	課長	岩瀬 康二	係長	鈴木 昭雄
市民協働課	課長	野本 久恵	係長	澤田 一樹
市民安全課	課長	岩瀬 昭彦	課長補佐	大岡 久芳
危機管理課	課長	杉浦 章介	課長補佐	大見 雅康
子育て支援課	課長	神谷 徹	係長	杉山 尚史
子ども課	課長	杉浦 多久己	課長補佐	村上 伸浩
健康推進課	課長	小笠原 浩一	係長	廣村 聡
農務課	課長	杉浦 威久	課長補佐	鈴木 達志
土地改良課	課長	兒玉 太郎	係長	岡田 俊信
商工課	課長	永井 教彦	係長	早水 直美
ごみゼロ推進課	課長	水野 正二郎	専門主査	手塚 勝之
維持管理課	主幹	杉浦 申也	課長補佐	黒川 哲一
土木課	課長	杉浦 互	課長補佐	鈴木 豊明
都市計画課	課長	市川 公清	係長	神谷 弘泰
公園緑地課	課長	榊原 慶治	係長	大参 智浩
南明治整備課	課長	鳥居 純	係長	早川 一徳
区画整理課	課長	神谷 浩平	課長補佐	中村 英人
下水道建設課	次長	石原 隆義	専門主査	糟谷 寿光
学校教育課	課長	兵藤 伸彦	課長補佐	松永 博司
生涯学習課	課長	沓名 勉	係長	原田 敬章
中央図書館	館長	岡田 知之	課長補佐	神谷 美恵子

注：所属等は策定当時のもの。

【ワークショップ参加者（敬称略・順不同）】

Aグループ	
氏名	所属等
篠田 遼一	一般市民
神谷 実	一般市民
葛原 祐季	事業者 (株キャッチネットワーク)
尾本 吉弘	安城市職員 (危機管理課)
岩瀬 雅紀	安城市職員 (環境首都推進課)
北川 博昭	安城市職員 (維持管理課)

Bグループ	
氏名	所属等
内野 博子	一般市民
池田 哲也	一般市民
小森 義史	一般市民
服部 直之	事業者 (碧海信用金庫)
伊藤 健太	安城市職員 (中央図書館)
加藤 弘毅	安城市職員 (都市計画課)

Cグループ	
氏名	所属等
深田 智子	一般市民
杉山 貞幸	一般市民
都築 秀行	一般市民
加藤麻里菜	事業者(株ドミー)
尾崎 健司 中西 隆博 芝 明美	安城市職員 (公園緑地課)
中尾 元昭	安城市職員 (農務課)

Dグループ	
氏名	所属等
石川 勇	一般市民
間下 栄子	一般市民
竹中 義正	一般市民
下村 幸作	事業者 (株ビレッジ開発)
村越 美帆	安城市職員 (土木課)
角谷 宏美	安城市職員 (土地改良課)

Eグループ	
氏名	所属等
池端 伸二	一般市民
宮澤 上枝	一般市民
荻野 留美子	一般市民
藤井 清光	事業者(フジイ化工株)
石川 完吾	事業者(フジイ化工株)
長坂 直江	安城市職員 (ごみゼロ推進課)
杉本 エミ子	安城市職員 (健康推進課)

Fグループ	
氏名	所属等
井上 秀昭	一般市民
須佐 卓央	一般市民
古居 敬子	一般市民
北村 正孝	一般市民
桃木 雅代	事業者 (安城学園高等学校)
亀井 佳奈子	安城市職員 (市民協働課)

注：所属等は策定当時のもの。

【安城市環境基本条例】

前 文

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、私たちの暮らしは、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるととどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び

将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能

な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（年次報告）

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る方針

第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

(4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。

(5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、安城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（環境配慮型公共工事等への取組）

第10条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境負荷の少ない施行方法を採用した環境配慮型公共工事等に率先して取り組まなければならない。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

（公害の防止等）

第12条 市は、市民の健康の保護及び生

活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

（環境保全型農業の推進）

第13条 市は、化学肥料及び農薬の使用の抑制、有機資源リサイクルその他の環境負荷の少ない方法を採用した環境保全型農業の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の確保）

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行

う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査、監視等)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等に努めるものとする。

(地球環境保全及び広域的連携)

第 20 条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うように努めるものとする。

2 市は、市の実施する国際交流を通じて、

地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 21 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

第 22 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。

3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。